

# 資料編

## （1）農家アンケート

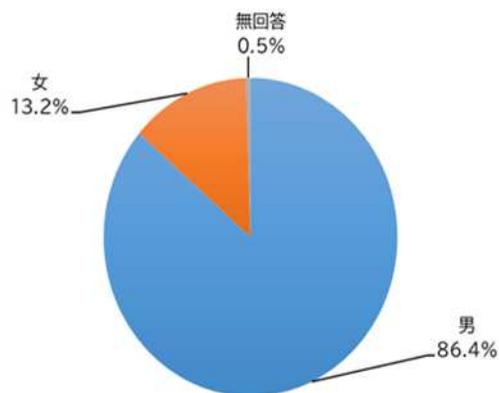
### ① 実施概要

農家の皆様の農業経営状況等を把握することを目的として、アンケート調査を実施しました。

対象者：青梅市全農家戸(952戸)  
 調査期間：令和7年1月22日～令和7年2月14日  
 回答状況：回答数 418部  
 回収率 43.9%

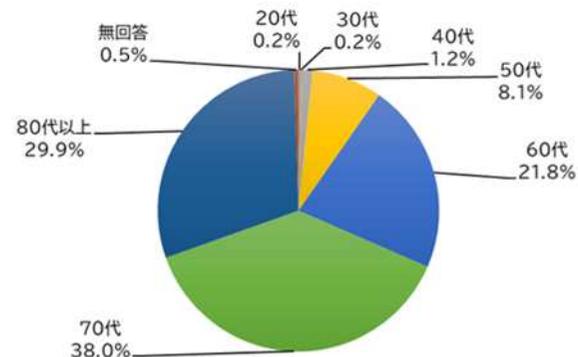
### ② 結果概要

【問1】 あなたの性別はどちらですか。1つ選んでください。



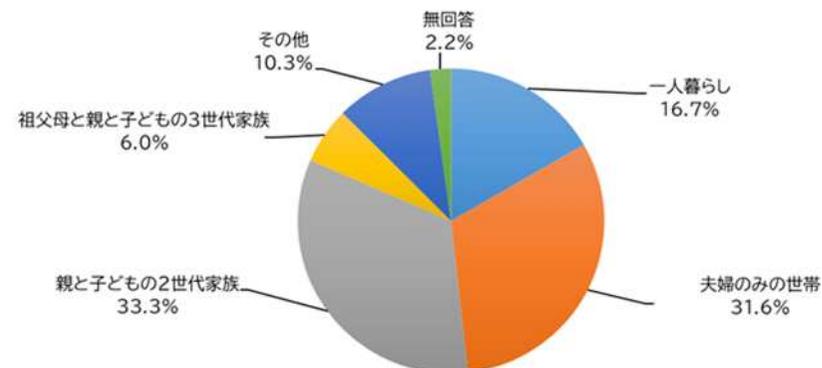
本アンケートの回答者の性別割合は男性 86.4%、女性 13.2%となっています。

【問2】 あなたは何歳ですか。1つ選んでください。



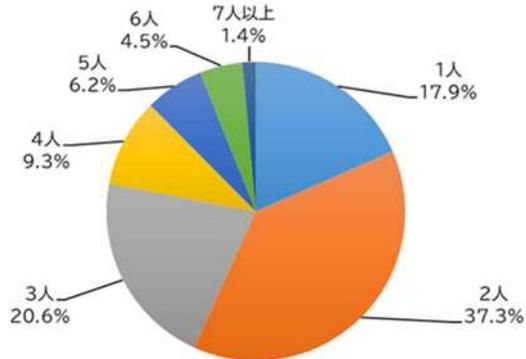
年齢階層別では、「70代」が最も多く 38.0%であり、次いで「80代以上」が 29.9%、「60代」が 21.8%となっており、「20代」と「30代」はともに 0.2%です。

【問3】 あなたを含めて同居（同一敷地内を含む）している家族構成はどれですか。1つ選んでください。



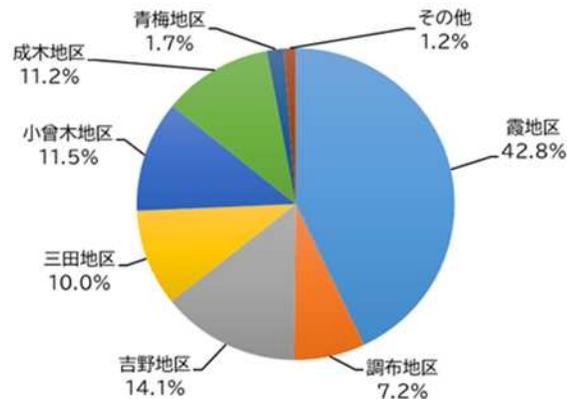
家族構成は、「親と子どもの2世帯家族」が 33.3%と最も多く、次いで「夫婦のみの世帯」が 31.6%、「一人暮らし」が 16.7%となっています。

【問4】 あなたを含めて同居している家族の人数を1つ選んでください。



同居する家族の人数は、「2人」が37.3%で最も多く、次いで「3人」が20.6%、「1人」が17.9%となっています。

【問5】 あなたのお住まいを以下から1つ選んでください。



お住まいの地区は、「霞地区」が42.8%で最も多く、「吉野地区」が14.1%、「小曾木地区」が11.5%、「成木地区」が11.2%、「三田地区」が10.0%となっています。

【問6】 あなたも含めて家族の中で、年間60日未満、年間60～149日、150日以上農業に従事している方の人数を記入してください。



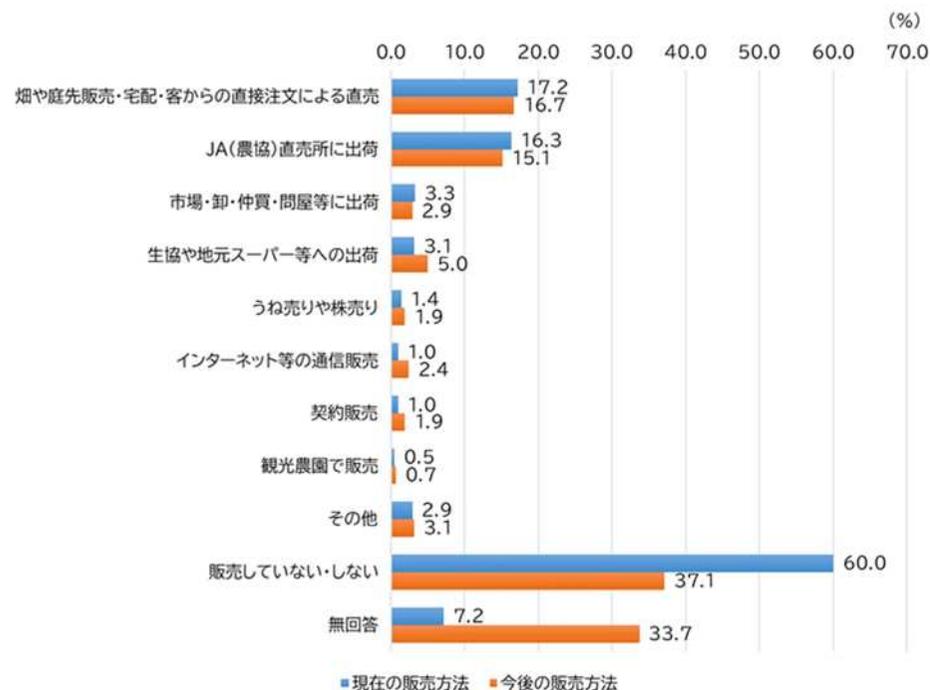
年間の農業に従事している日数と人数については、「60～149日」が316人であり、次いで「60日未満」が259人、「150日以上」が206人となっています。

【問7】 あなたが生産している農畜産物について、該当するものを3つまで選んでください。



農家が生産している農畜産物については、「露地野菜」が71.3%と最も多く、次いで、「いも類」が54.3%、「果樹(かき、ぶどう、キウイフルーツ、なし、ユズなど)」が24.4%であり、多くの農家が露地野菜やいも類を栽培しています。

【問8】 現在、農畜産物の販売はどのような方法で行っていますか。また、今後どのような方法に力を入れたいですか。あてはまるものすべてを選んでください。

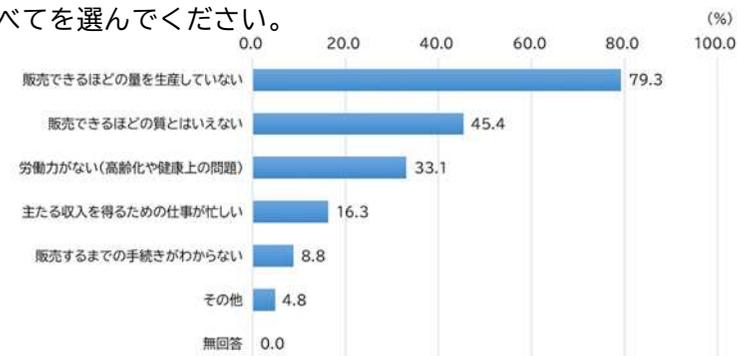


農畜産物の現在の販売方法については、「販売をしていない・しない」が60.0%となっています。

販売は、「畑や庭先販売・宅配・客からの直接注文による直売」が17.2%、「JA(農協)直売所」が16.3%となっています。

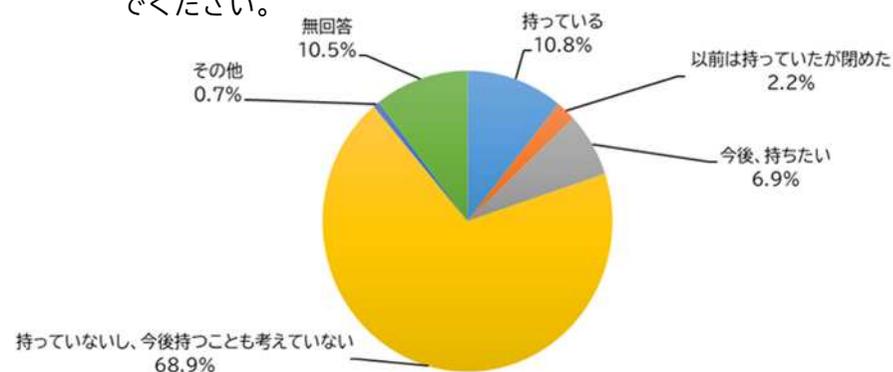
今後については、「畑や庭先販売・宅配・客からの直接注文による直売」が16.7%、「JA(農協)直売所」が15.1%となっています。

【問9】 問8【現在】で、「10. 販売していない・しない」とお答えされた方におたずねします。どのような理由ですか。あてはまるものすべてを選んでください。



生産した農畜産物を販売していない理由としては、「販売できるほどの量を生産していない」が79.3%、次いで、「販売できるほどの質と言えない」が45.4%となっています。

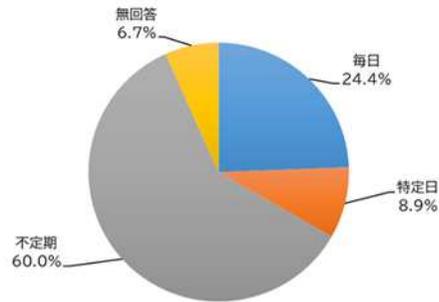
【問10】 あなたは直売所（個人または共同）を持っていますか。1つ選んでください。



直売所の有無については、「持っていないし、今後持つことも考えていない」が68.9%、「持っている」が10.8%となっています。また、「今後、持ちたい」が6.9%となっています。

【問11】問10で「直売所を持っている」と答えた方にお聞きします。あなたの家の直売はどのような経営形態ですか。それぞれの項目について、1つ選んでください。

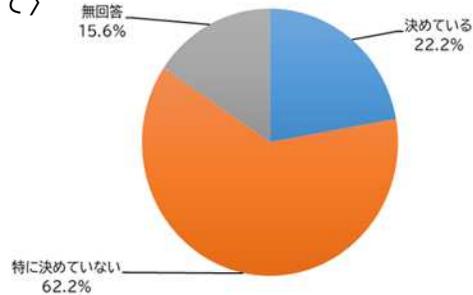
〈開店日について〉



直売所を持っている回答者(45人)の直売所開店日については、「不定期」が60.0%で最も多く、次いで、「毎日」が24.4%となっています。

【問11】問10で「直売所を持っている」と答えた方にお聞きします。あなたの家の直売はどのような経営形態ですか。それぞれの項目について、1つ選んでください。

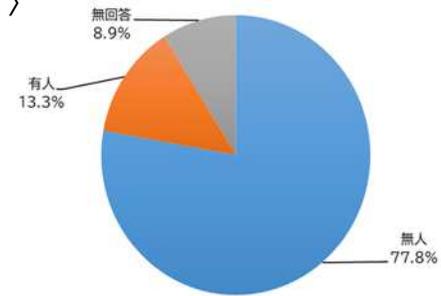
〈開店時間について〉



直売所の開店(営業)時間については、「特に決めていない」が62.2%であり、「決めている」が22.2%となっています。

【問11】問10で「直売所を持っている」と答えた方にお聞きします。あなたの家の直売はどのような経営形態ですか。それぞれの項目について、1つ選んでください。

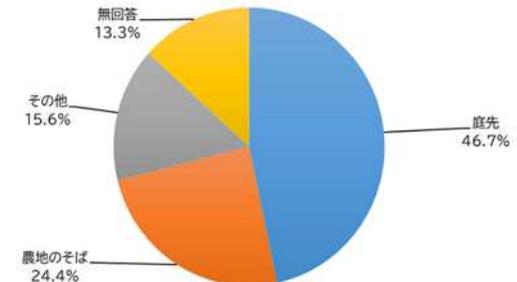
〈直売所の売手について〉



直売所の売手は、「無人」が77.8%、「有人」が13.3%となっています。

【問11】問10で「直売所を持っている」と答えた方にお聞きします。あなたの家の直売はどのような経営形態ですか。それぞれの項目について、1つ選んでください。

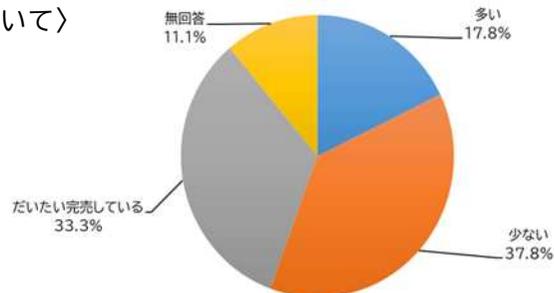
〈場所について〉



直売所の場所は、「庭先」が46.7%、「農地のそば」が24.4%、「その他」が15.6%となっています。

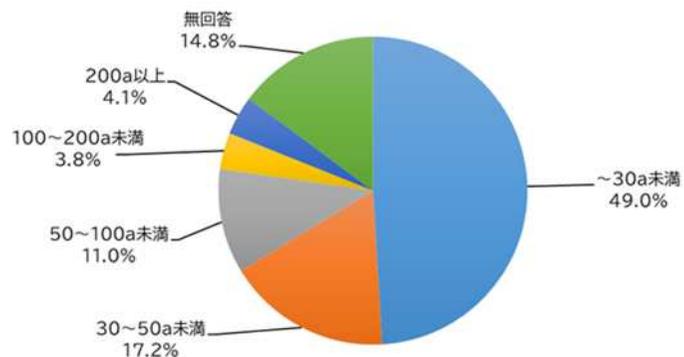
【問11】 問10で「直売所を持っている」と答えた方にお聞きします。あなたの家の直売はどういう経営形態ですか。それぞれの項目について、1つ選んでください。

〈売れ残りについて〉



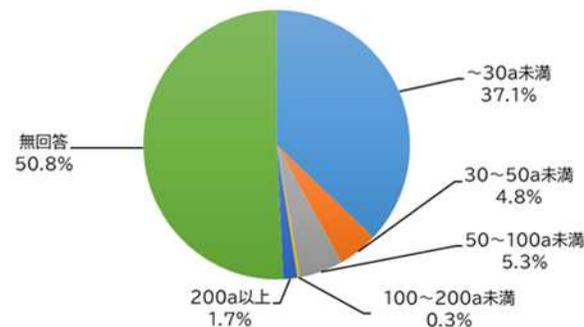
直売所の農産物の売れ残り状況については、「少ない」が37.8%、「だいたい完売している」が33.3%となっています。売れ残りが「多い」は、17.8%です。

【問12】 所有している農地について、あてはまる面積を記入してください。〈所有している農地〉



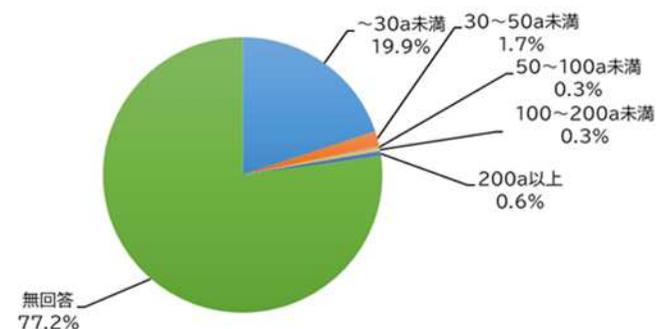
所有している農地は、「30a未満」が49.0%であり、約半数を占めています。

【問12】 所有している農地について、あてはまる面積を記入してください。〈市街化区域、生産緑地〉



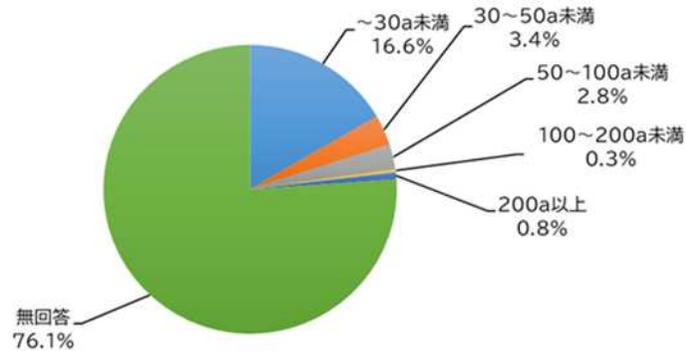
市街化区域・生産緑地は、「30a未満」が37.1%となっています。

【問12】 所有している農地について、あてはまる面積を記入してください。〈市街化区域、生産緑地以外〉



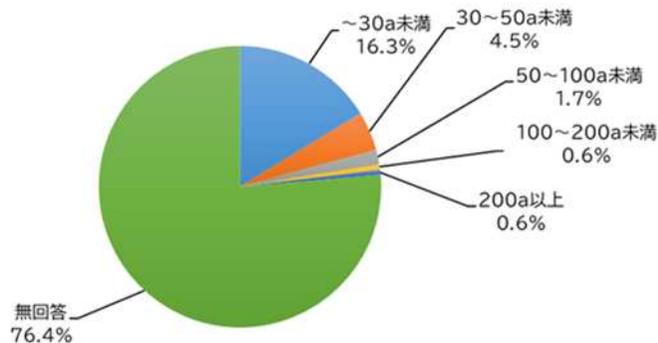
市街化区域・生産緑地以外は、「30a未満」が19.9%となっています。

【問12】 所有している農地について、あてはまる面積を記入してください。  
 〈市街化調整区域、農振農用地〉



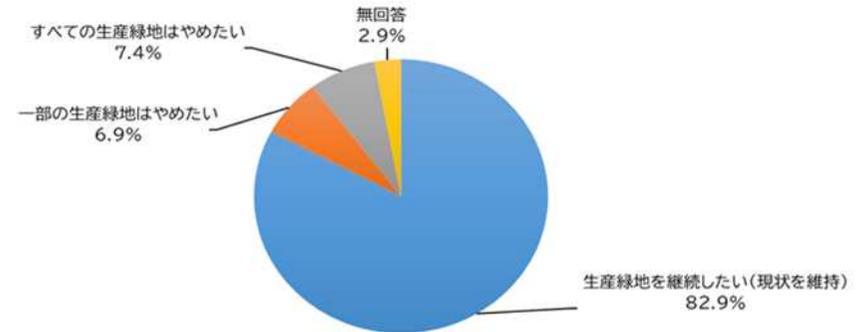
市街化調整区域・農新農用地は、「30a 未満」が 16.6%となっています。

【問12】 所有している農地について、あてはまる面積を記入してください。  
 〈市街化調整区域、農振農用地以外〉



市街化調整区域・農新農用地以外は、「30a 未満」が 16.3%となっています。

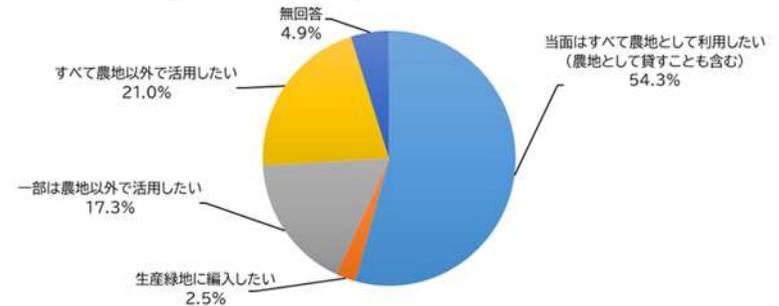
【問13】 生産緑地指定農地をお持ちの方におたずねします。今後の生産緑地について、あてはまるものを1つ選んでください。



生産緑地の農地の今後については、「生産緑地を継続したい(現状を維持)」が 82.9%となっています。

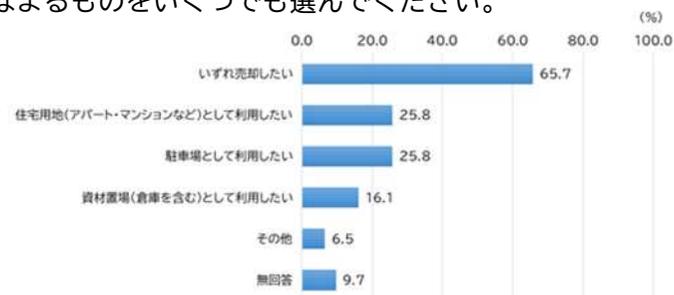
【問14】 生産緑地指定農地をお持ちの方におたずねします。

(1) 今後、生産緑地以外の農地をどうしたいとお考えですか。あてはまるものを1つ選んでください。



生産緑地以外の農地の今後については、「当面はすべて農地として利用したい(農地として貸すことも含む)」が 54.3%となっています。

(2) (1)で、3および4（農地以外で活用したい）とお答えされた方におたずねします。どのような用途に活用したいとお考えですか。あてはまるものをいくつか選んでください。



生産緑地以外の農地の活用用途については、「いずれ売却したい」が67.7%、「住宅地用地として利用したい」と「駐車場として利用したい」がともに25.8%となっています。

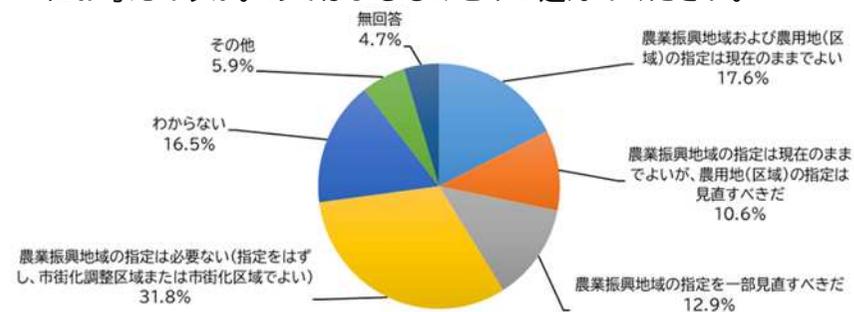
【問15】 農振農用地をお持ちの方におたずねします。

(1) 農振農用地であることに対して、あなたのお考えになることをいくつか選んでください。



所有している農地が農振農用地であることに対する考えについては、「税金が安い」が54.1%、「農地が他に利用できない」が52.9%となっています。

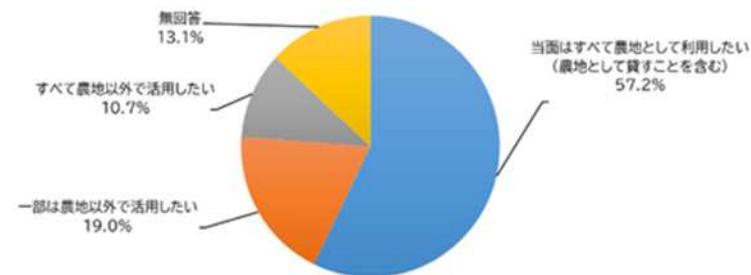
(2) 今後の農業振興地域および農用地指定の取扱いについて、どのようにお考えですか。あてはまるものを1つ選んでください。



農業振興地域及び農用地指定の取扱いについては、「農業振興地域の指定は必要ない」が31.8%と最も多く、次いで、「農業振興地域および農用地(区域)の指定は現在のままでよい」が17.6%となっています。

【問16】 市街化調整区域内に農振農用地以外の農地をお持ちの方におたずねします。

(1) 今後、農振農用地以外の農地をどうしたいとお考えですか。あてはまるものを1つ選んでください。



今後の農振農用地以外の農地の取扱いについては、「当面はすべて農地として利用したい(農地として貸すことを含む)」が57.2%と最も多く、次いで、「一部は農地以外で活用したい」が19.0%となっています。

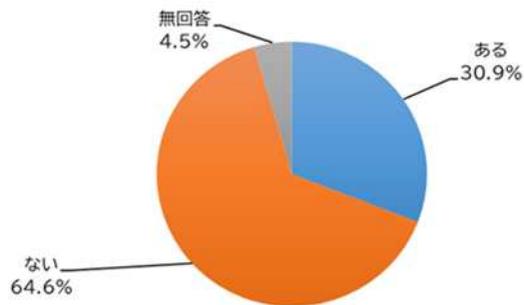
(2) (1)で、2および3（農地以外で活用したい）とお答えされた方におたずねします。どのような用途に活用したいとお考えですか。あてはまるものをいくつでも選んでください。



農振農用地以外の農地の活用用途については、「いずれ売却したい」が68.0%と最も多く、次いで、「資材置場として利用したい」が20.0%となっています。

【問17】現在のあなたの家の農地についておたずねします。

(1) 1年以上にわたって耕作を行っていない農地がありますか。面積の大小にかかわらず、あるなしをお答えください。



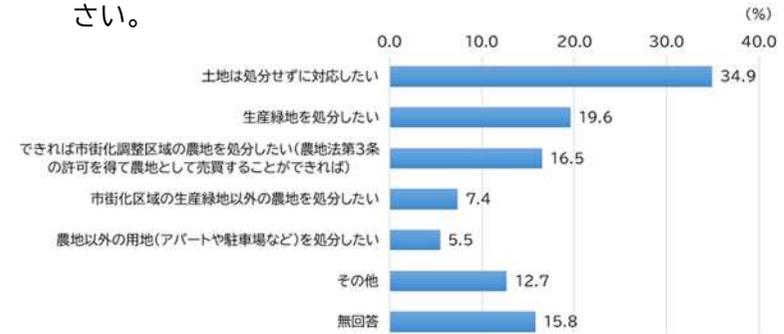
所有する農地について、1年以上耕作を行っていない農地が「ない」が64.6%、耕作を行っていない農地が「ある」が30.9%となっています。

(2) (1)で、1（ある）とお答えされた方におたずねします。その理由は何ですか。あてはまるものをいくつでも選んでください。



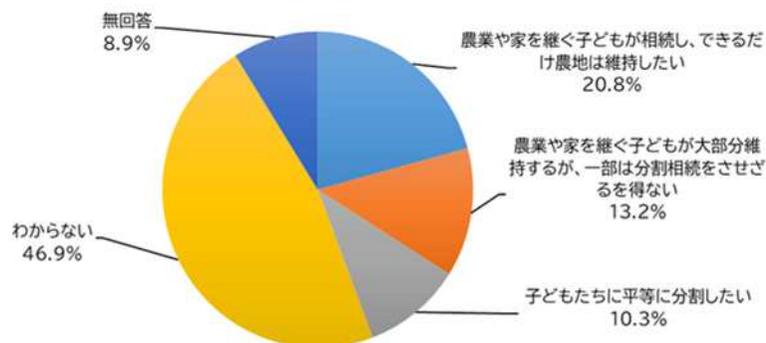
耕作を行わなかった理由としては、「農作業の人手が足りないため」が73.6%と最も多く、「地形が悪く、耕作しづらいため」が37.2%、「収益の上がる農作物が見つからないため」が14.7%となっています。

【問18】今後、相続が発生した場合、あなたは土地をどのようにしたいとお考えですか。該当するケースについて、いくつでも選んでください。



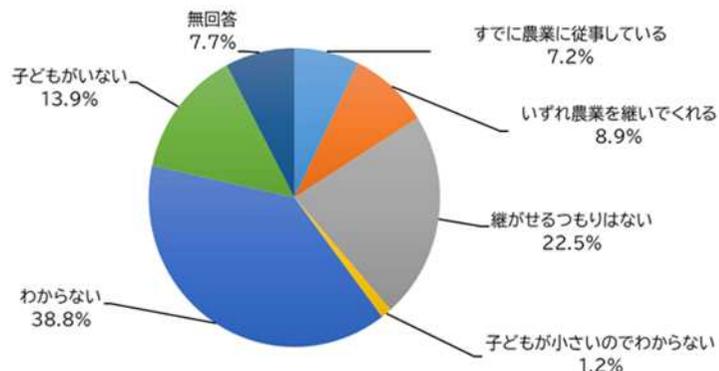
農地の相続については、「土地は処分せずに対応したい」が34.9%で最も多く、次いで、「生産緑地を処分したい」が19.6%、「できれば市街化調整区域の農地を処分したい(農地法第3条の許可を得て農地として売買することができれば)」が16.5%となっています。

【問19】 相続に伴う農地の分割・維持について、1つ選んでください。



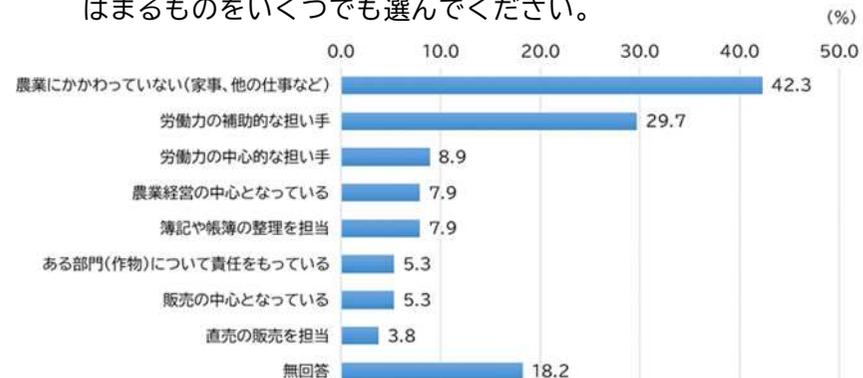
相続に伴う農地の分割・維持については、「わからない」が46.9%となっている。次いで、「農業や家を継ぐ子どもが相続し、できるだけ農地は維持したい」が20.8%、「農業や家を継ぐ子どもが大部分を維持するが、一部は分割相続させざるを得ない」が13.2%となっています。

【問20】 後継者の農業従事状況を1つ選んでください。



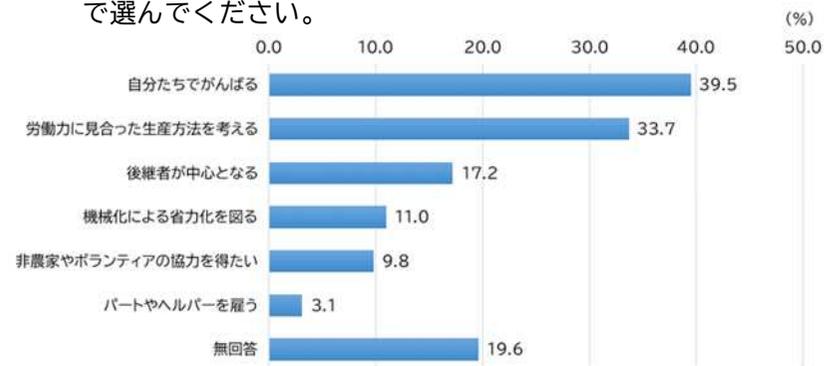
「すでに農業に従事している」と「いずれ農業を継いでくれる」を合わせて16.1%であり、長期的には担い手のいない農地が大量に生じる懸念があります。

【問21】 あなたの家では女性は、どのような役割を担っていますか。あてはまるものをいくつでも選んでください。



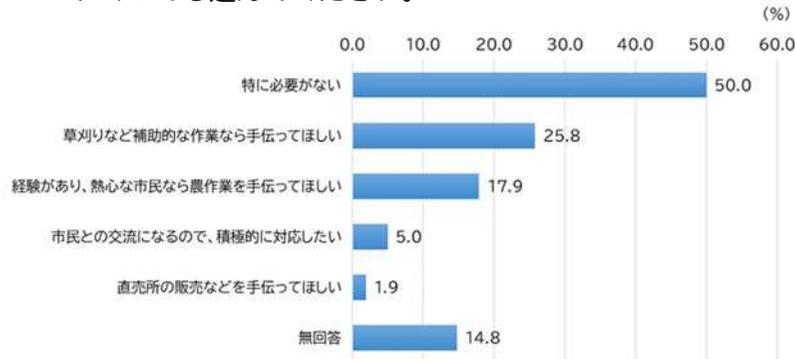
家での農業における女性の役割については、「労働力の補助的な担い手」が29.7%、次いで、「農業経営の中心となっている」と「簿記や帳簿の整理を担当」がともに7.9%となっています。

【問22】 今後の農業の担い手や労働力について、あてはまるものを2つまで選んでください。



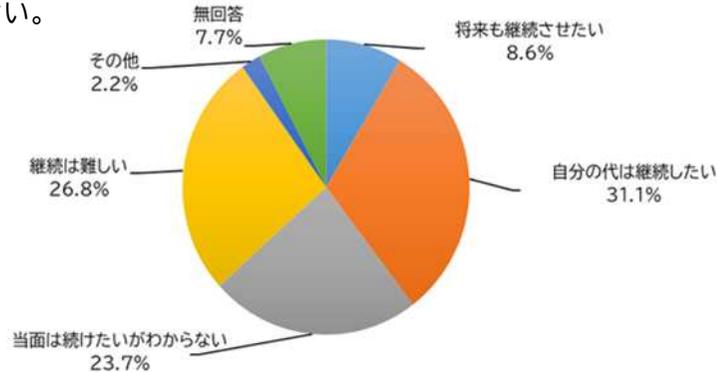
今後の労働力の確保については、「自分たちでがんばる」が39.5%、次いで、「労働力に見合った生産方法を考える」が33.7%となっています。

【問23】 市民による援農（農作業の手伝い）について、あてはまるものをいくつか選んでください。



市民による援農については、「草刈りなど補助的な作業なら手伝ってほしい」が25.8%、「経験があり、熱心な市民なら農作業を手伝ってほしい」が17.9%となっています。一方、「特に必要がない」が50.0%です。

【問24】 あなたは、今後の農業についてどうお考えですか。1つ選んでください。



今後の農業については、「自分の代は継続したい」が31.1%と最も多く、次いで、「継続は難しい」が26.8%、「当面は続けたいがわからない」が23.7%となっています。

【問25】 今後、農業を行っていく上で困っていることはありますか。あてはまるものを3つまで選んでください。



農業を「継続」していくことが難しい農家が増えており、鳥獣被害対策、後継者・担い手確保、稼げる農業の実現などが、不可欠となっています。

【問26】 今後の農業経営の方向について、あてはまるものをいくつか選んでください。



今後の農業経営の方向については、「少量多品目の農業を進める」が21.1%、「農地を縮小する または、家畜の頭羽根数を減らす」が19.1%、「土づくりを重視した農業に取り組む」が18.4%などとなっています。

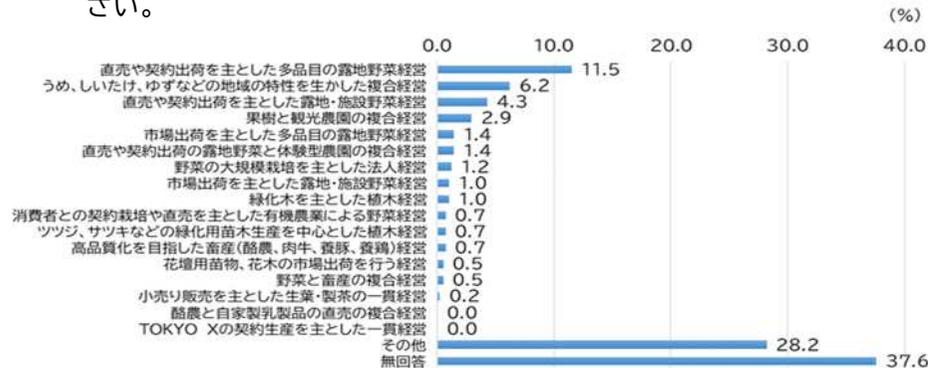
【問27】 営農の状況についておたずねします。

(1) あなたの現在の営農類型はどれですか。次の中から1つ選んでください。



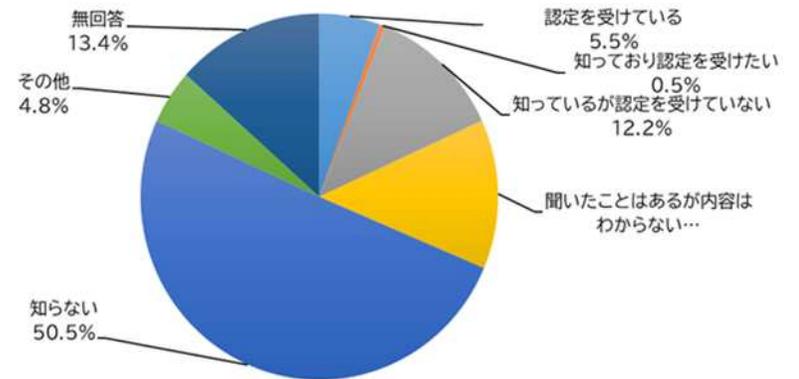
現状では、“露地野菜”が中心であり、“施設野菜”と“複合経営”は限定的です。安定した経営に向けた取組を支援していく必要があります。

(2) 今後、めざしていきたいと思う営農類型を次の中から1つ選んでください。



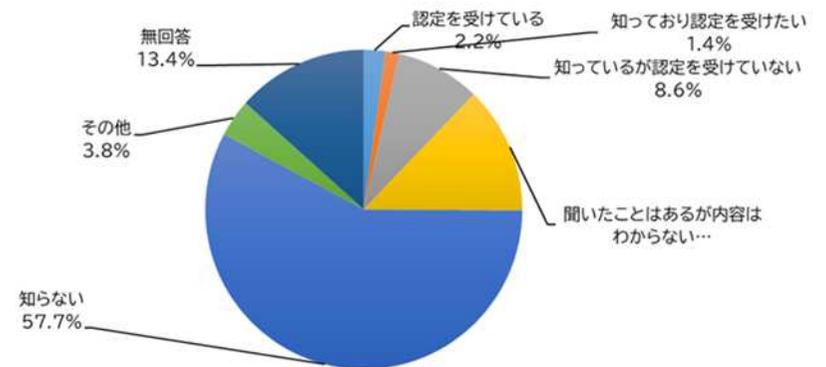
農業者の高齢化が進み、後継者がいない中で、将来の営農について展望を見いだせない状況がうかがえます。

【問28】 認定農業者制度について、あてはまるものを1つ選んでください。



認定農業者制度については、「知らない」が50.5%と最も多く、次いで、「聞いたことはあるが内容はわからない」が13.2%となっています。

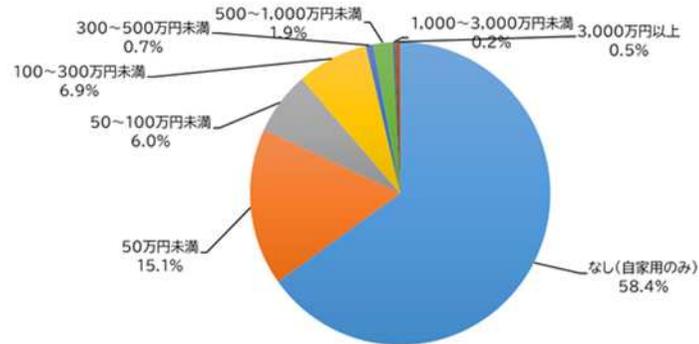
【問29】 エコファーマーについて、あてはまるものを1つ選んでください。



エコファーマーについては、「知らない」が57.7%と最も多く、次いで、「聞いたことはあるが内容はわからない」が12.9%となっています。

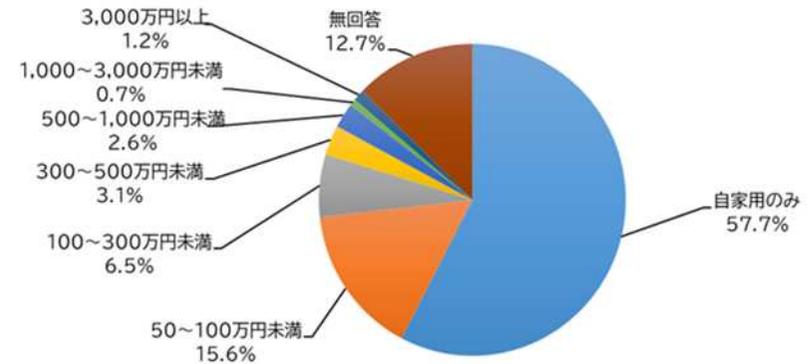
【問30】 あなたの家の年間の農業所得とそれ以外の所得（勤労所得、不動産所得、年金収入など）を、それぞれ1つ選んでください（所得は、収入から専従者給与以外の必要経費を除いたものです）。

〈農業所得〉



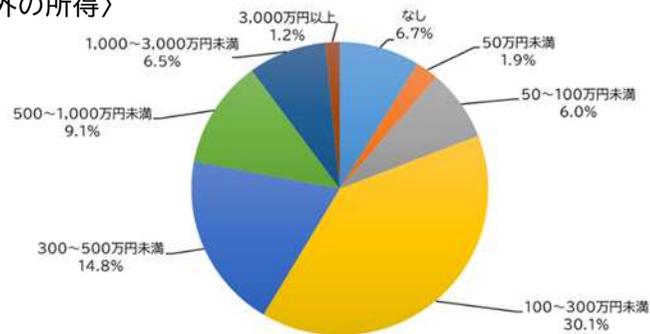
農業所得については、「なし」が58.4%と最も多く、次いで、「50万円未満」が15.1%となっています。

【問31】 今後の農業所得の目標額を1つ選んでください。



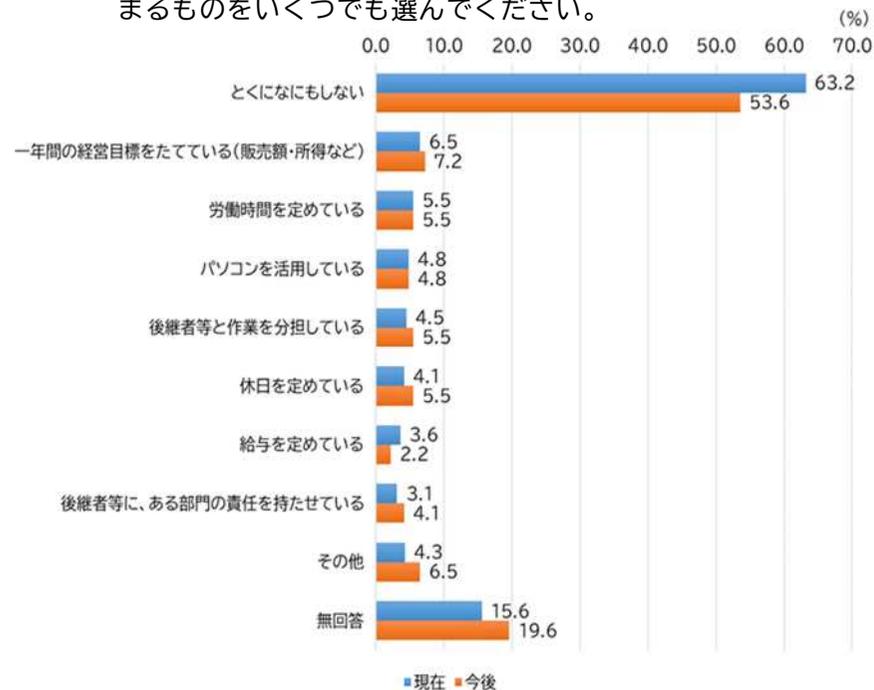
今後の農業所得目標額については、「自家用のみ」が57.7%と最も多く、次いで、「50～100万円未満」が15.6%となっています。

〈それ以外の所得〉



農業所得を除いた所得については、「100～300万円未満」が30.1%と最も多く、次いで、「300～500万円未満」が14.8%、「500～1000万円未満」が9.1%となっています。

【問32】あなたの家で、農業経営で実行していることは何ですか。あてはまるものをいくつでも選んでください。



現在、農業経営で実行していることについては、「とくになにもしない」が63.2%と最も多くなっています。一方、一部の農家においては、「一年間の経営目標をたてている(販売額・所得など)」(6.5%)、「労働時間を定めている」(5.5%)、「パソコンを活用している」(4.8%)などとなっています。今後、農業経営で実行していきたい項目については、「とくになにもしない」が53.6%と最も多くなっています。現在も今後も半数以上が、「とくになにもしない」と回答しています。

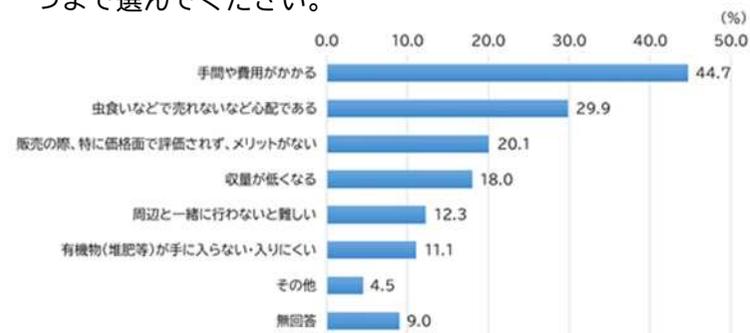
【問33】有機栽培や減農薬・減化学肥料栽培についてお聞きします。

(1) あなたは有機栽培や減農薬・減化学肥料栽培に関心がありますか。2つまで選んでください。



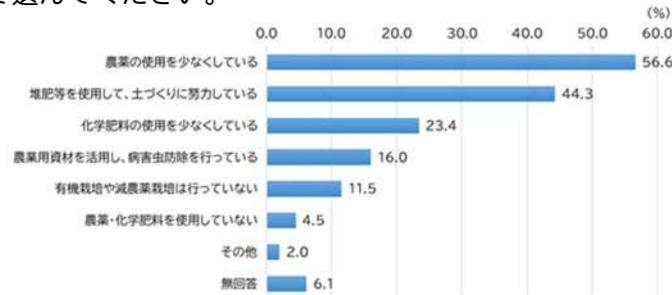
有機栽培および減農薬・減化学肥料については、「減農薬・減化学肥料まではいかないが、慣行使用回数よりもひかえて栽培している」が20.1%、「すでに減農薬・減化学肥料を行っている」が14.6%となっています。

(2) (1)で1から5とお答えされた方におたずねします。有機栽培や減農薬・減化学肥料栽培の問題点についてどのようにお考えですか。2つまで選んでください。



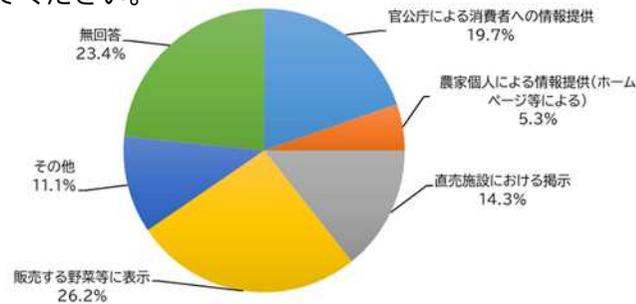
有機栽培および減農薬・減化学肥料栽培の問題点については、「手間や費用がかかる」が44.7%と最も多く、次いで、「虫食いなどで売れないなど心配である」が29.9%となっています。

(3) (1)で1から5とお答えされた方におたずねします。有機栽培や減農薬・減化学肥料栽培でどのような努力をされていますか。2つまで選んでください。



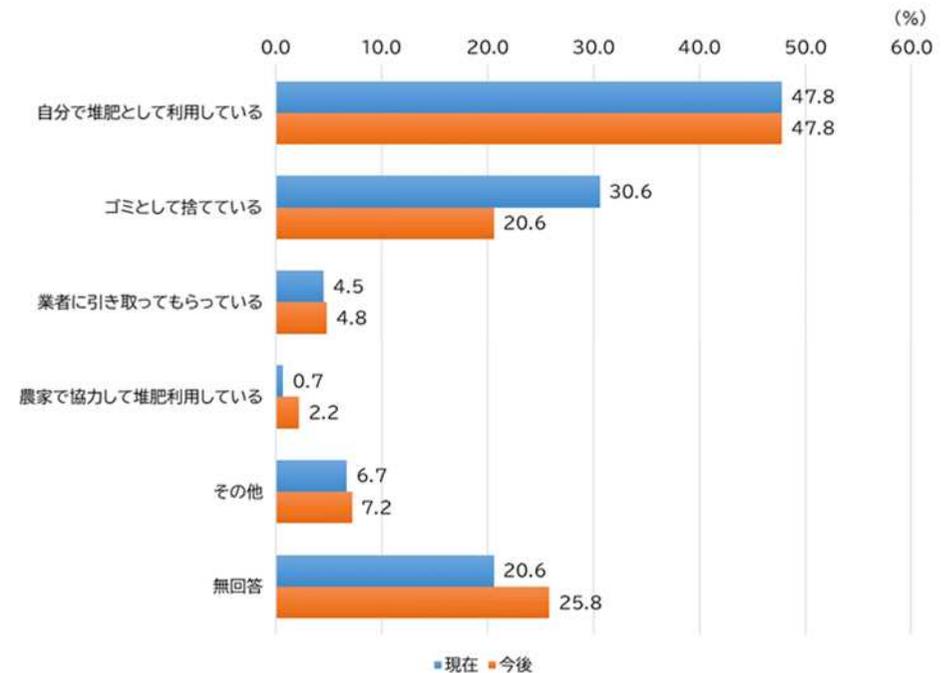
有機栽培および減農薬・減化学肥料栽培において努力していることは、「農薬の使用を少なくしている」が56.6と最も多く、次いで、「堆肥等を使用して、土づくりに努力している」が44.3%となっています。

(4) (1)で1から5とお答えされた方におたずねします。今後、有機栽培や減農薬・減化学肥料栽培野菜の販売促進に必要と考えるものを1つ選んでください。



有機栽培および減農薬・減化学肥料栽培による農産物の販売促進方法については、「販売する野菜等に表示」が26.2%と最も多く、次いで、「官公庁による消費者への情報提供」が19.7%、「直売施設に掲示」が14.3%となっています。

【問34】野菜や畜産の残さ、植木の剪定枝による堆肥づくりについて、あなたはどのようにしていますか。また今後どのようにしたいと考えていますか。あてはまるものをいくつでも選んでください。



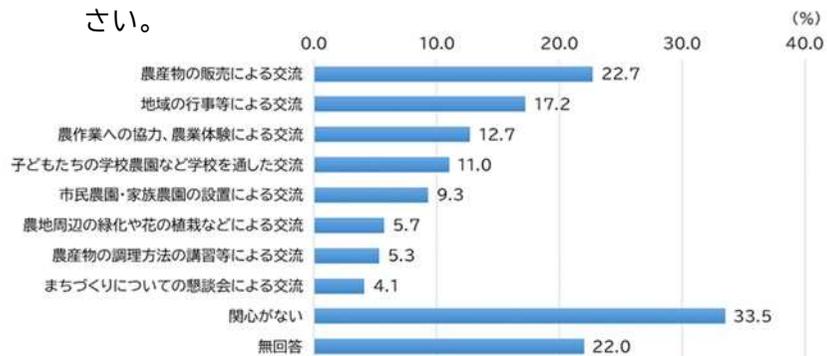
残さによる堆肥づくりについては、「自分で堆肥として利用している」が47.8%と最も多く、次いで、「ゴミとして捨てている」が30.6%となっています。残さによる堆肥づくりの今後については、「自分で堆肥として利用したい」が47.8%と最も多く、次いで、「ゴミとして捨てたい」が20.6%となっています。現在の結果において「ゴミとして捨てている」が30.6%でしたが、今後では10ポイント減少しています。

【問35】近年、有機性資源を農業分野に循環利用していこうという試みが広がっていますが、生ゴミ(処理機械で一次処理したものを含む)を利用した堆肥についてどのようなお考えですか。あてはまるものを2つまで選んでください。



生ゴミを利用した堆肥については、「自分で堆肥の材料として利用してみたい」が28.2%と最も多く、次いで、「堆肥(生ゴミを材料の一部とした)があれば利用してみたい」が22.7%となっています。

【問36】地域住民とのふれあいについて望むことをいくつでも選んでください。



地域住民とのふれあいについては、「農産物の販売による交流」が22.7%、「地域の行事等による交流」が17.2%となっている一方で、「関心がない」が33.5%となっています。

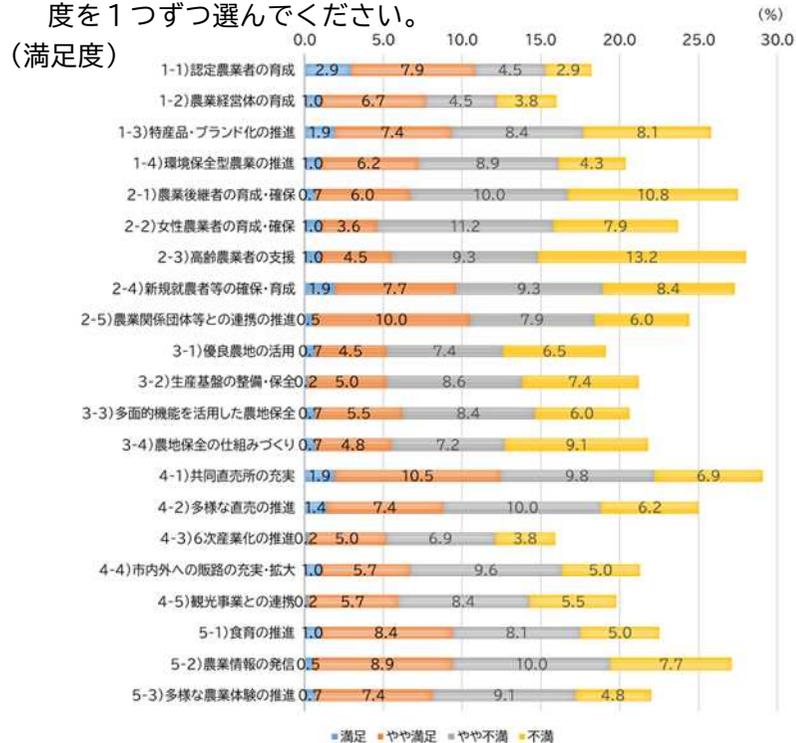
【問37】都市農業や農地は農産物の生産だけでなく、都市生活の中で様々な役割を果たしていますが、どのような役割が大切だと思いますか。あてはまるものを3つまで選んでください。



都市生活の中での農業の役割については、「緑豊かな景観」が43.5%と最も多く、次いで、「雨水の保水や自然、生態系の保全の場」が42.1%、「季節の変化を感じさせる役割」が31.3%、「環境の保持や防災空間」が29.4%となっています。

都市農地は、「緑豊かな景観」や「雨水の保水や自然、生態系の保全の場」など多様な機能を有しており、それらの保全が必要です。

【問38】青梅市の農業振興に向けて、以下のような施策を実施してきました。これらの施策について、実施内容・状況に満足できるか、重要だと思えるかについて、お答えください。項目ごとに、満足度、重要度を1つずつ選んでください。

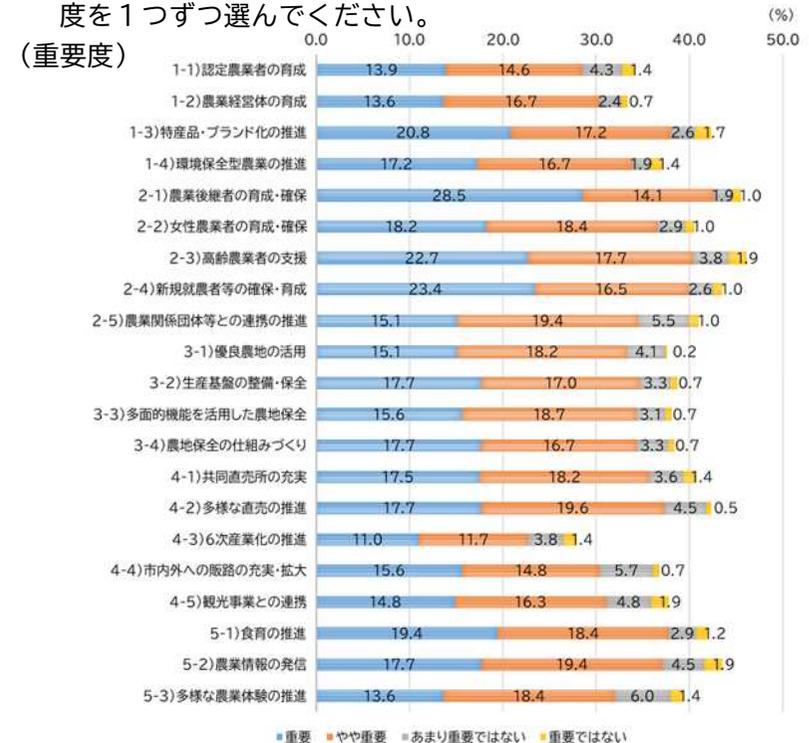


「満足」と「やや満足」を合わせて10%を超えているのは、「1-1) 認定農業者の育成」、「2-5) 農業関係団体等との連携の推進」、「4-1) 共同直売所の充実」の3項目です。

また、「不満」と「やや不満」を合わせて20%をこえているのは、「2-1) 農業後継者の育成・確保」と「2-3) 高齢農業者の支援」の2項目です。

「満足」と「やや満足」を合わせた割合が、「不満」と「やや不満」を合わせた割合を上回っているのは、唯一、「1-1) 認定農業者の育成」です。

【問38】青梅市の農業振興に向けて、以下のような施策を実施してきました。これらの施策について、実施内容・状況に満足できるか、重要だと思えるかについて、お答えください。項目ごとに、満足度、重要度を1つずつ選んでください。



重要」と「やや重要」を合わせて40%を超えているのは、「2-1) 農業後継者の育成・確保」と「2-3) 高齢農業者の支援」の2項目です。

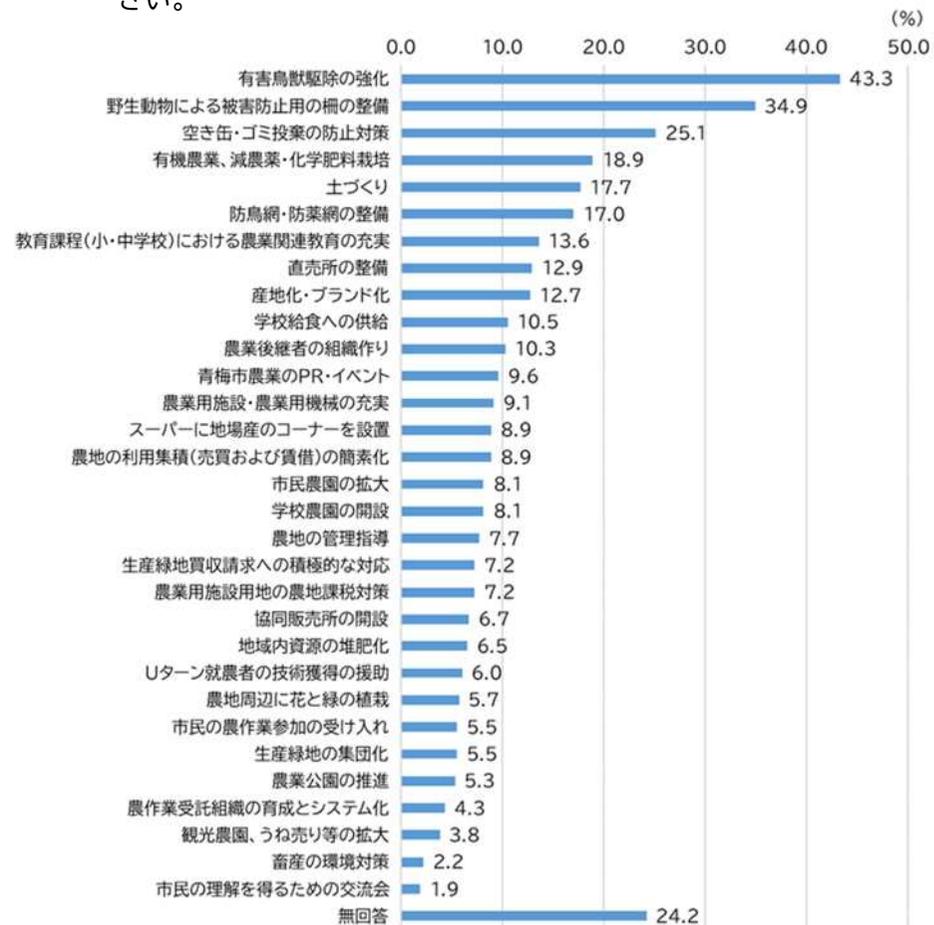
なお、全項目で、「重要」と「やや重要」を合わせた割合が、「重要でない」と「あまり重要でない」を合わせた割合を上回っています。

【問39】新たな農業の展開に向けて、民間事業者との連携など、関心のあることは何ですか。あてはまるものを3つまで選んでください。



新たな農業の展開に向けて関心のあることは、「食品残渣や廃棄される農産物を活用した堆肥づくりなど環境に配慮した事業」が 21.3%、「学校・教育関連事業者連携による子どもたちの教育への参画」が 19.4%などとなっています。

【問40】今後の農業施策で重視して欲しいものを、いくつでも選んでください。



今後の農業施策に対する要望については、「有害鳥獣駆除の強化」が 43.3%と最も多く、次いで、「野生動物による被害防止用の柵の整備」が 34.9%、「空き缶・ゴミ投棄の防止対策」が 25.1%となっています。

## (2) 市民アンケート

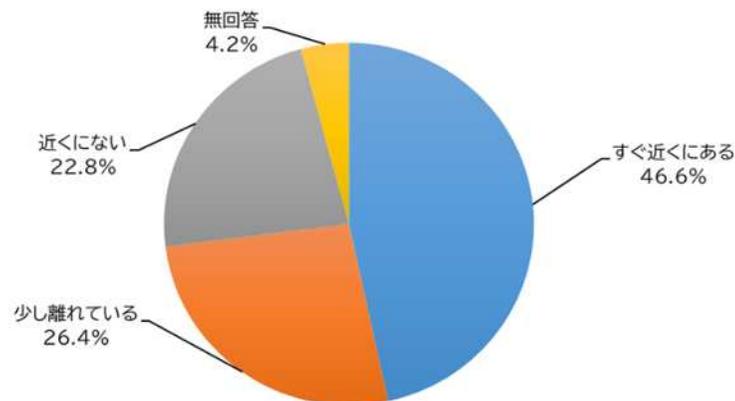
### ① 実施概要

市民の農業との関わりや青梅市の農業への思いを把握することを目的として、アンケート調査を実施しました。

対象者：16歳以上の市民1,000人  
 調査期間：令和7年1月22日～令和7年2月14日  
 回答状況：回答数307部  
 回収率 30.7%

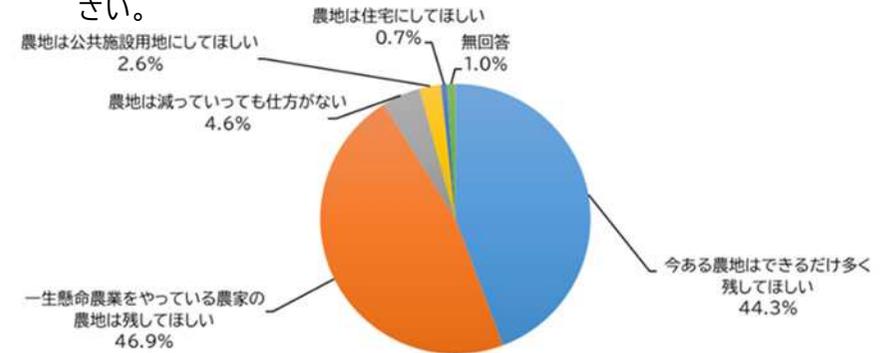
### ② 結果概要

【問1】家の近くに農地はありますか。1つ選んでください。



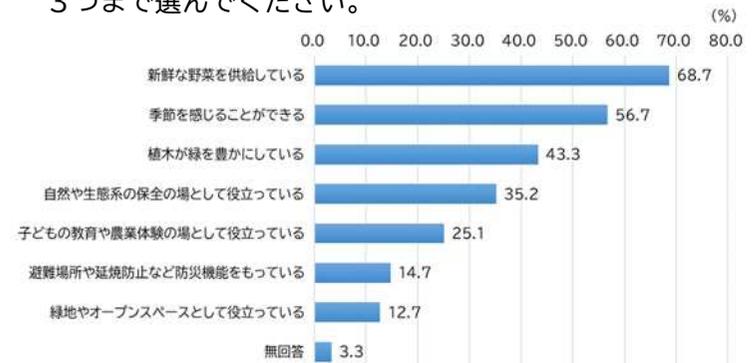
家の周辺にある農地について、「すぐ近くにある」が最も多く46.6%であり、次いで「少し離れてある」が26.4%、「近くはない」が22.8%となっています。

【問2】青梅市では、農地が年々減少する傾向にあります。あなたは市街地周辺の農地についてどのようにお考えですか。1つ選んでください。



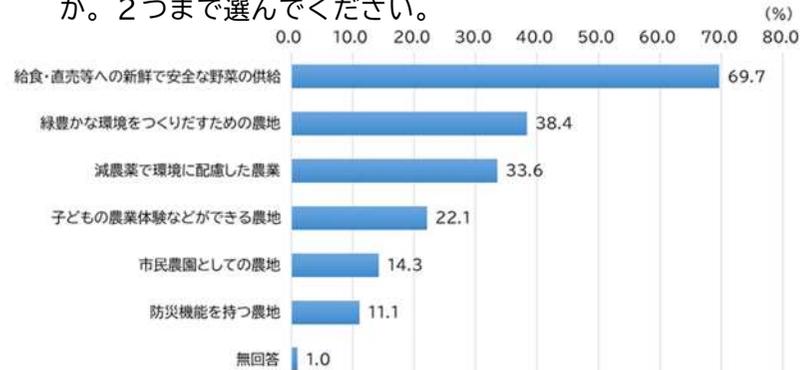
市民の9割は農地を残すことを希望しており、農業の生産活動が行われ、結果として農地が保全される取組が求められます。

【問3】あなたのまわりの農業や農地の機能について感じていることを3つまで選んでください。



農業や農地の機能については、「新鮮な野菜を供給している」が最も多く68.7%を占めています。次いで「季節を感じることができる」が56.7%、「植木が緑を豊かにしている」が43.3%となっています。

【問4】 これからの青梅市の農業・農地についてどんなことを期待しますか。2つまで選んでください。



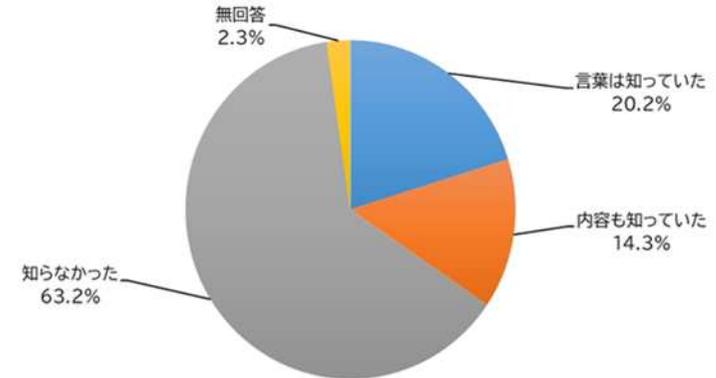
農地や農業の機能は、「新鮮な野菜を供給」、「季節を感じる」などであり、期待することは「給食・直売等への新鮮で安全な野菜の供給」であり、地産地消の取組が期待されています。

【問5】 あなたは、農村地域の持つ役割の中で、どのようなものが特に重要だと思えますか。いくつでも選んでください。



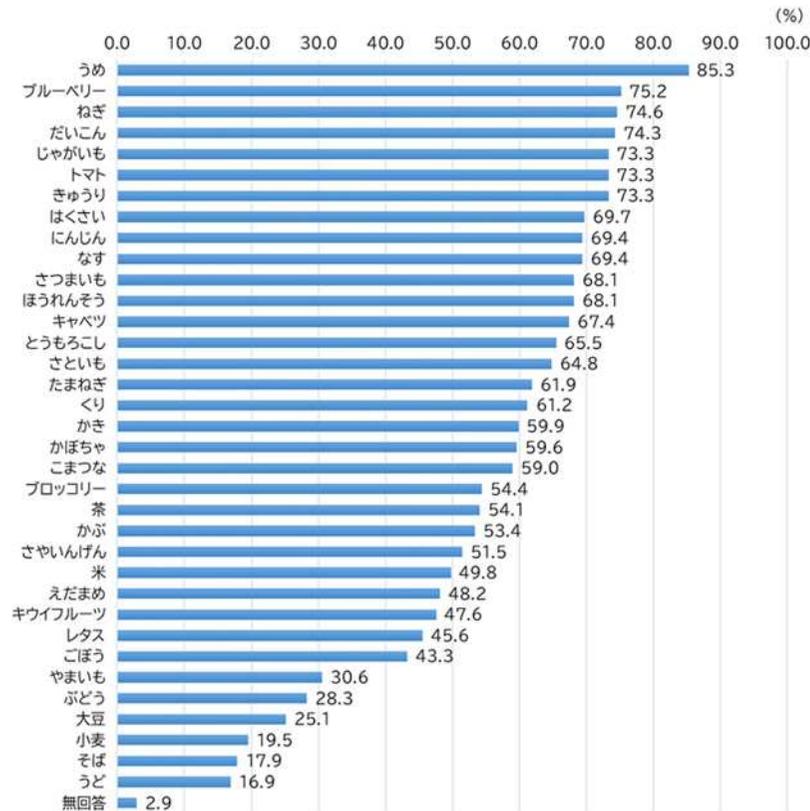
農村地域の持つ役割で重要なのは、「食料を生産する場としての役割」が86.3%で最も多く、次いで、「多くの生物が生息できる環境の保全や良好な景観を形成する役割」が51.1%となっています。

【問6】 農業には食料生産だけでなく、国土保全、雨水を土壌中へ蓄え、河川へ流れる量を安定させる機能、景観形成などの機能があり、これを「農業の多面的機能」といいます。あなたは、この「農業の多面的機能」という言葉を知っていましたか。



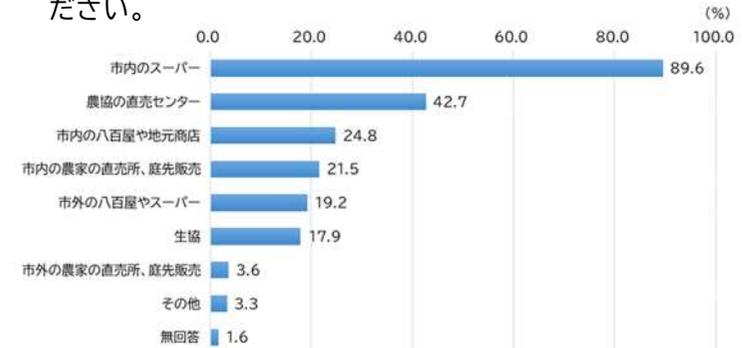
農地の多面的機能という言葉について、「言葉は知っていた」が20.2%、「内容も知っていた」が14.3%であり、「知らなかった」が63.2%となっています。

【問7】 青梅市の農業についてお聞きします。以下に示す農産物は、現在、青梅市で生産されているものです。その中で、あなたが、市内で生産されていることを知っているものすべてを選んでください。



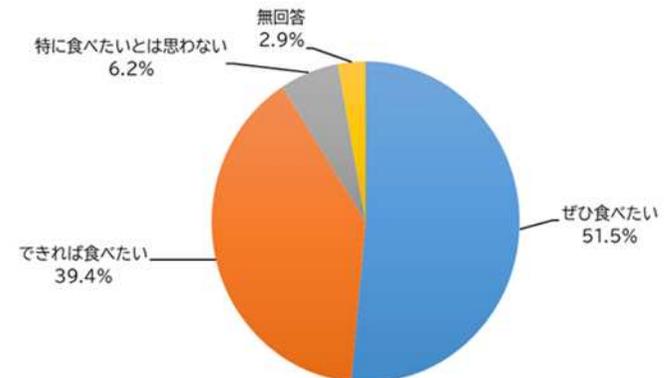
青梅市の特産品に対する認知度について、「うめ」が最も高く85.3%であり、次いで、「ブルーベリー」が75.2%、「ねぎ」が74.6%、「だいこん」が74.3%、「じゃがいも」と「トマト」、「きゅうり」がともに73.3%となっています。認知度の低い農産物も多いことから、地場農産物を活用した料理教室開催など、市内で生産された農産物の認知度を高める取組が求められます。

【問8】 あなたは日頃、農作物をどこで購入しますか。3つまで選んでください。



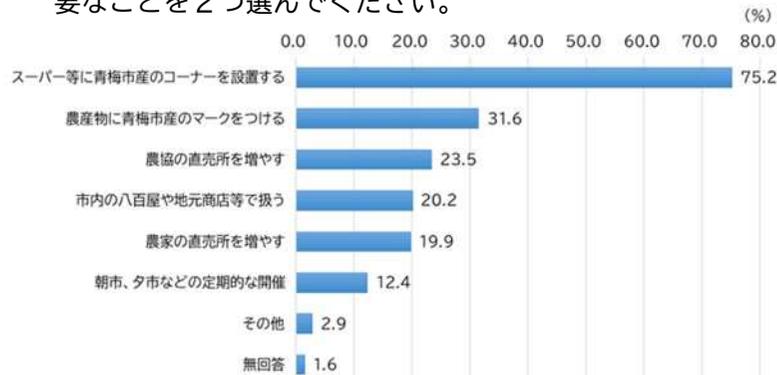
農作物の購入場所は、「市内のスーパー」が最も多く89.6%であり、次いで「農協の直売センター」が42.7%、「市内の八百屋や地元商店」が24.8%となっています。

【問9】 青梅市内で生産された農産物を食べたいと思いますか。1つ選んでください。



青梅市産の農産物への関心について「ぜひ食べたい」が最も多く51.5%、次いで、「できれば食べたい」が39.4%であり、約90%が青梅市産の農産物を「食べたい」と回答しています。

【問10】青梅市内で生産された農作物を手に入れやすくするために、必要なことを2つ選んでください。



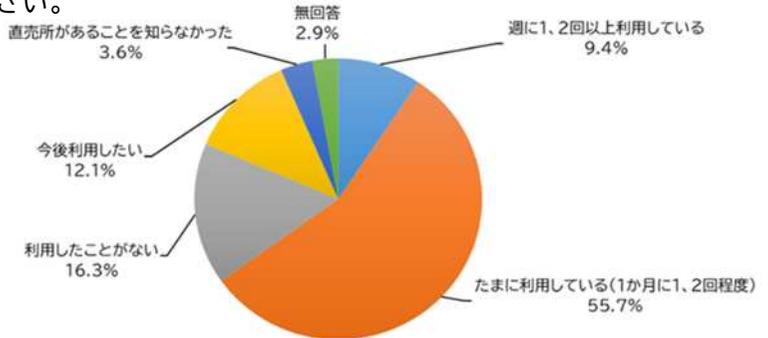
青梅市産の農作物を手に入れやすくする方法について、「スーパー等に青梅市産のコーナーを設置する」が最も多く75.2%であり、次いで、「農産物に青梅市産のマークをつける」が31.6%となっています。

【問11】青梅市では、小中学校の給食に一部地場農産物を使っていますが、これについて思うことをいくつでも選んでください。



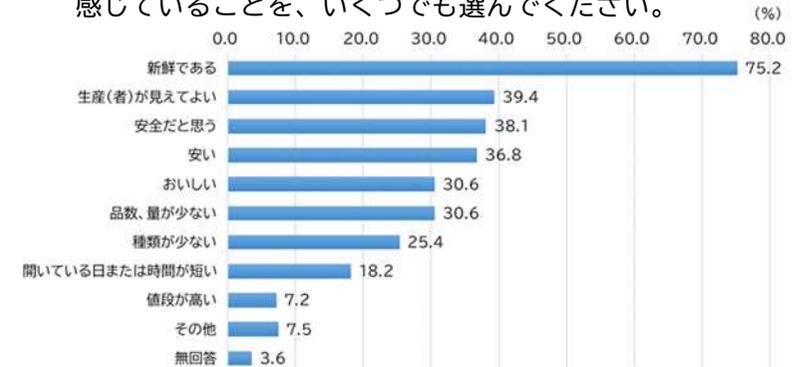
学校給食への地場農産物の使用について、「新鮮なのでぜひ続けてほしい」が最も多く81.4%であり、次いで、「季節感がわかるような旬のものを使ってほしい」が62.9%となっています。

【問12】近くの農産物直売所を利用したことがありますか。1つ選んでください。



農産物直売所の利用頻度について、「たまに利用している」が55.7%であり、「週に1、2回以上利用している」(9.4%)を含めると65.1%が“直売所を利用している”。一方で、直売所を利用したことがない市民(利用したことがない+今後利用したい+知らなかった)は32.0%でした。

【問13】農産物の直売所（農協の直売センターおよび農家直売）について感じていることを、いくつでも選んでください。



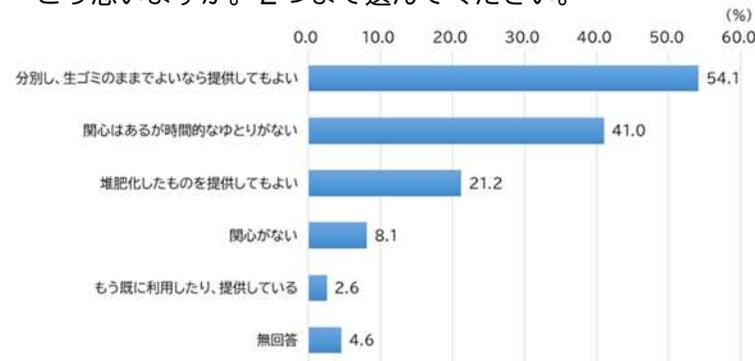
農産物直売所について感じていることは、「新鮮である」が最も多く75.2%であり、次いで「生産(者)が見えてよい」が39.4%、「安全だと思う」が38.1%、「安い」が36.8%となっています。

【問14】あなたは農産物を買うとき、どのようなことを気にしますか。いくつでも選んでください。



農産物購入時に市民が気にする点について、「青梅市産にこだわりたいが、価格が高ければ買わない」が49.5%で最も多く、次いで「産地は気にせず、品質で選ぶ」が44.6%、「産地は気にせず、価格の安いものを買う」が34.5%となっています。

【問15】今後生ゴミを堆肥化し、農家や市民農園に提供することについてどう思いますか。2つまで選んでください。



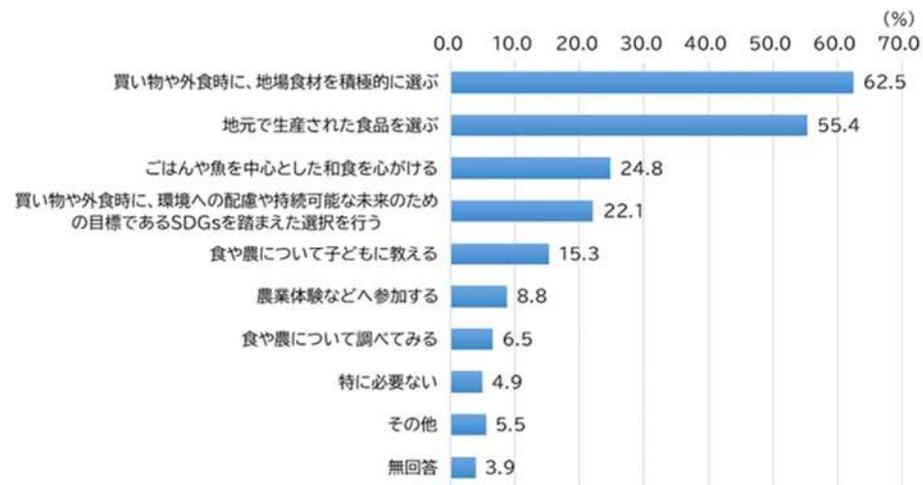
生ごみのたい肥化について、回答者は半数以上が「分別し、生ゴミのままでもよいなら提供してもよい」(54.1%)と回答しています。一方、「関心はあるが時間的なゆとりがない」が41.0%などとなっています。

【問16】ここ2~3年食品価格が高騰していますが、ご自身の食生活においてあなたはどのように対応しましたか。いくつでも選んでください。



近年の食品価格の高騰への対応は、「価格の安いものに切り替えた」が51.4%で最も多く、次いで「購入量を減らした」が45.3%、「外食の機会を減らした」が35.2%となっています。

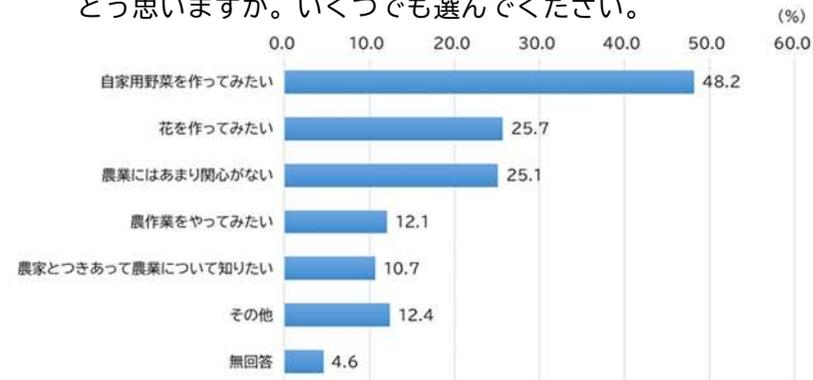
【問17】青梅市の総農家数は604戸（令和2年農林業センサス）ですが、減少傾向にあり、現在の農業を維持していくことに課題があります。こうした課題を抱える中、あなたは消費者としてできることは何だと思いますか。いくつでも選んでください。



農家数が減少している中、農業を維持するためにできることは、「買い物や外食時に、地場食材を積極的に選ぶ」が62.5%で最も多く、次いで「地元で生産された食品を選ぶ」が55.4%となっています。

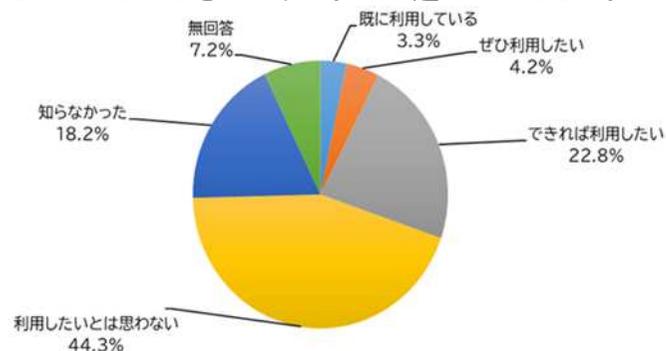
農業を維持するためにできることは、「食材」や「食品」を選ぶこととしており、身近に購入できるようにしていく必要があります。

【問18】あなたは今後の余暇時間の活用や生きがいとして、農業についてどう思いますか。いくつでも選んでください。



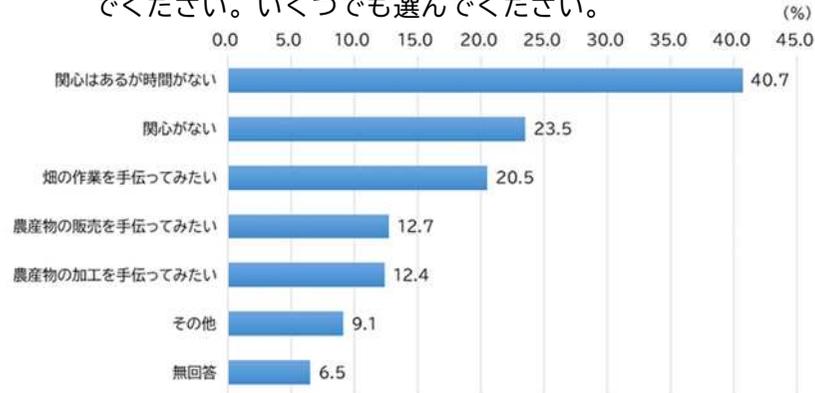
余暇時間の活用や生きがいとしての農業について、「自家用野菜を作ってみたい」が最も多く48.2%であり、次いで「花を作ってみたい」が25.7%となっています。また、「農業にはあまり関心がない」は25.1%でした。

【問19】青梅市には市が管理運営する市民農園がありますが、貸農園の利用についてはどう思いますか。1つ選んでください。



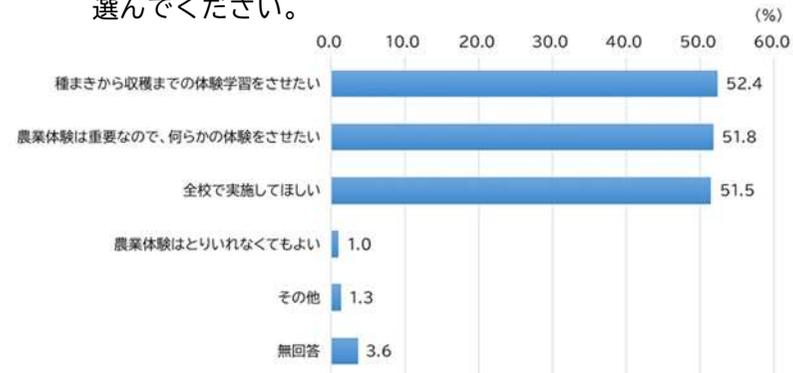
貸農園の利用については、「利用したい」（既に利用している+ぜひ利用したい+できれば利用したい）は約30.3%であり、一方、「利用したいとは思わない」は44.3%となっています。

【問20】 農家の農作業の手伝いについてどう思いますか。いくつでも選んでください。いくつでも選んでください。



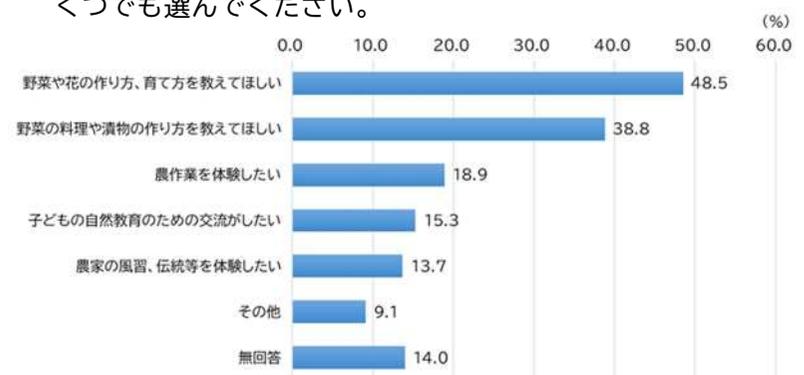
農家の農作業の手伝いについて、「関心はあるが時間がない」が最も多く40.7%であり、「畑の作業を手伝ってみたい」が20.5%となっています。一方、「関心がない」は23.5%でした。

【問21】 小学校の学校農園や農業体験についてどう思いますか。2つまで選んでください。



小学校の学校農園・農業体験について、「種まきから収穫までの体験学習をさせたい」が52.4%、「農業体験は重要なので、何らかの体験をさせたい」が51.8%、「全校で実施してほしい」が51.5%となっています。

【問22】 農家との交流について望むことをいくつでも選んでください。いくつでも選んでください。



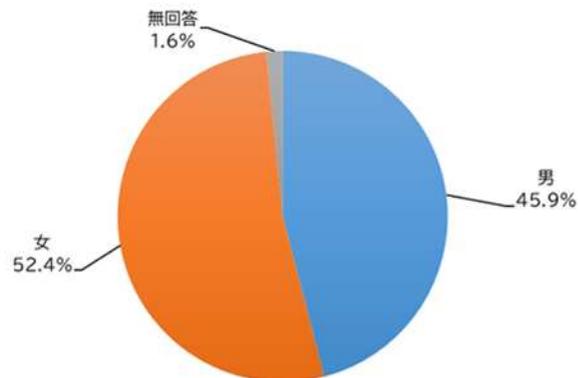
農家との交流に望むことは、「野菜や花の作り方、育て方を教えてほしい」が最も多く48.5%であり、次いで「野菜の料理や漬物の作り方を教えてほしい」が38.8%となっています。

【問23】 市民が農家とともに農業を育てていくために必要と思うことを2つまで選んでください。



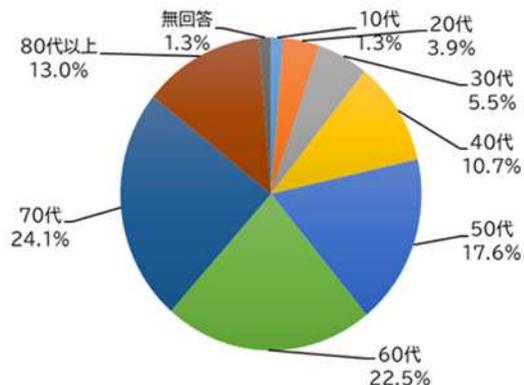
市民が農家とともに農業を育てていくために必要なことは、「青梅市産の野菜を手軽に購入できるようにする」が最も多く63.8%であり、次いで「市民が農作業に参加できる機会づくり」が22.5%、「青梅市の農業に関する情報の提供(広報・産直マップ・インターネットなど)」が20.8%となっています。

【F 1】あなたの性別はどちらですか。1つ選んでください。



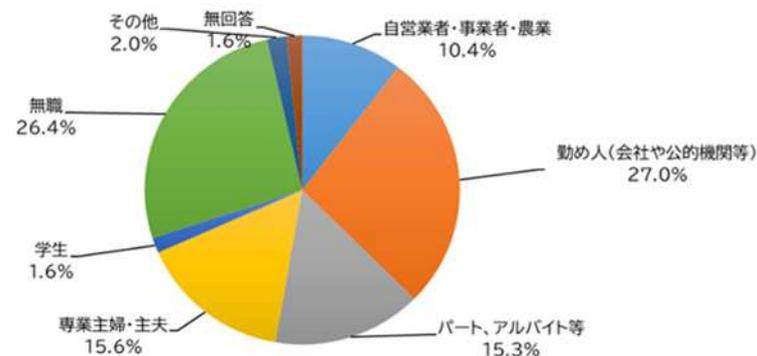
回答者の性別の割合は「男」が46.9%、「女」が52.4%でした。

【F 2】あなたは何歳ですか。1つ選んでください。



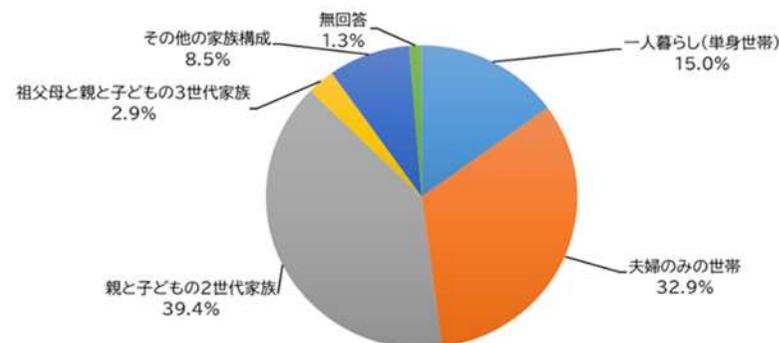
回答者の年齢は「70代」が最も多く24.1%であり、次いで「60代」が22.5%、「50代」が17.6%となっており、60代以上が過半数(64.2%)を占めています。

【F 3】あなたの職業は何ですか。1つ選んでください。



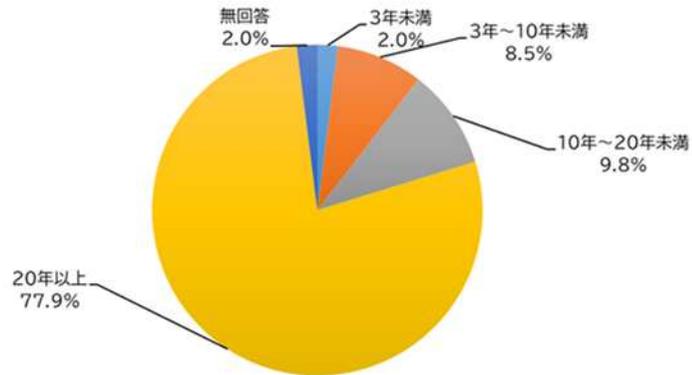
回答者の職業は「勤め人」が最も多く27.0%であり、次いで、「無職」が26.4%、「専業主婦・主夫」が15.6%となっています。

【F 4】あなたを含めて同居している家族構成はどれですか。1つ選んでください。



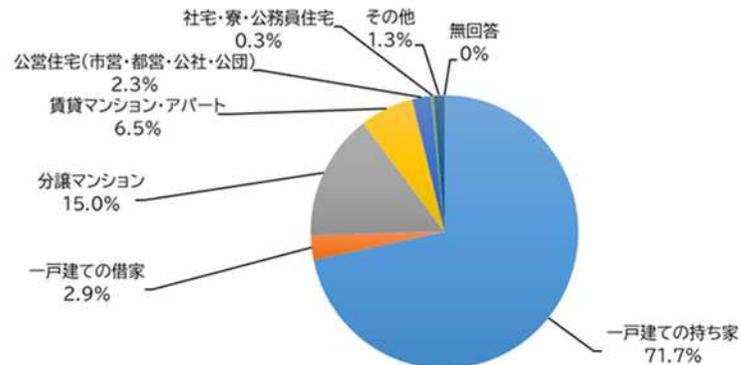
回答者の家族構成は「親と子どもの2世代家族」が最も多く39.4%であり、次いで「夫婦のみの世帯」が32.9%、「一人暮らし」が15.0%となっています。

【F 5】あなたは青梅市に何年住んでいますか。1つ選んでください。



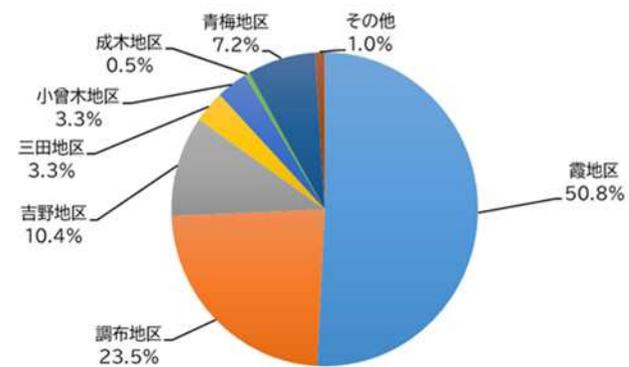
回答者の青梅市への居住年数は「20年以上」が最も多く77.9%であり、次いで、「10年～20年未満」が9.8%、「3年～10年未満」が8.5%となっています。

【F 6】あなたのお住まいの形態はどれですか。1つ選んでください。



回答者の住居は、「一戸建ての持ち家」が最も多く71.7%であり、次いで「分譲マンション」が15.0%、「賃貸マンション・アパート」が6.5%となっています。

【F 7】あなたのお住まいを以下から1つ選んでください。



回答者の居住地区は、「霞地区」が最も多く50.8%、次いで「調布地区」が23.5%、「吉野地区」が10.4%でした。

### (3) 策定体制と経過

#### ①委員名簿

表 農業振興対策審議会委員名簿

| 役職  | 氏名              | 組織区分       | 所属   |
|-----|-----------------|------------|--|
| 会長  | 松永 重徳           | 農業協同組合の代表者 | 西東京農業協同組合代表理事組合長                             |
| 副会長 | 加藤 仁志           | 農業委員会委員    | 青梅市農業委員会会長                                   |
| 委員  | 久保田 正寿          | 農業委員会委員    | 青梅市農業委員会農政部長                                 |
| 委員  | 篠田 好則           | 農業協同組合の代表者 | 西東京農業協同組合理事                                  |
| 委員  | 関塚 貢司           | 農業関係団体の代表者 | 西東京農業協同組合霞園芸生産組合組合長                          |
| 委員  | 野村 直<br>榎戸 茂之   | 農業関係団体の代表者 | 農業振興団体連絡協議会会長                                |
| 委員  | 久保田 聡<br>両角 正博  | 知識経験者      | 東京都西多摩農業改良普及センター所長                           |
| 委員  | 坂田 ひとみ<br>上原 由史 | 知識経験者      | (公財)東京都農林水産振興財団事業課長                          |
| 委員  | 相原 宏次<br>田中 誠   | 知識経験者      | (一社)東京都農業会議事務局長<br>(一社)東京都農業会議総務部長兼担い手組織担当部長 |
| 委員  | 古屋 松代           | 知識経験者      | 西東京農業協同組合女性部部长                               |

※氏名欄の下段は令和7年度新任委員

#### ②策定経過

表 策定経過

【令和6年度】

| 回数  | 開催日           | 内容  |
|-----|---------------|---|
| 第1回 | 令和7年<br>1月14日 | ・第三次青梅市農業振興計画の取組状況について<br>・第四次青梅市農業振興計画策定スケジュールについて<br>・農業振興に関するアンケート調査について |
| 第2回 | 3月12日         | ・第四次青梅市農業振興計画概況調査の進捗状況について<br>・第四次青梅市農業振興計画の将来像及び基本方針の検討                    |

【令和7年度】

| 回数  | 開催日          | 内容  |
|-----|--------------|---|
| 第1回 | 令和7年<br>7月1日 | ・第四次青梅市農業振興計画骨子案について<br>・第四次青梅市農業振興計画の基本施策の検討                   |
| 第2回 | 8月29日        | ・第四次青梅市農業振興計画の施策体系(案)について<br>・青梅市農業の施策展開について<br>・重点プロジェクトについて   |
| 第3回 | 11月28日       | ・第四次青梅市農業振興計画(素案)について   |
| 第4回 | 令和8年<br>1月9日 | ・第四次青梅市農業振興計画(素案)について<br>・パブリック・コメントの実施について                     |
| 第5回 | 2月27日        | ・第四次青梅市農業振興計画(素案)のパブリック・コメント実施結果について<br>・第四次青梅市農業振興計画の答申(案)について |

### ③関係団体へのヒアリング

農業振興計画の改定に向けて、農家の意見を収集するための団体ヒアリングを東部、西部、北部の地域ごとに実施しました。これらのヒアリングを通じて、青梅市の農業が直面している課題等は、下記のとおりです。

表 農家ヒアリング実施日時

| 地区   | 開催日時                     | 開催場所               |
|------|--------------------------|--------------------|
| 東部地区 | 令和7年2月14日<br>10:30~11:30 | 青梅市役所議会棟<br>第2委員会室 |
| 北部地区 | 令和7年2月14日<br>15:30~16:30 | 青梅市役所議会棟<br>第2委員会室 |
| 西部地区 | 令和7年2月28日<br>10:00~11:00 | 青梅市役所議会棟<br>大会議室   |

#### ア 農業の担い手

高齢化と後継者不足は、青梅市の農業における最も深刻な問題の一つです。多くの農家が、自身の高齢化や後継者不足により、将来に不安を感じています。特に、若者が農業に魅力を感じにくい現状や、後継者がいても農業を継いでくれるか分からないという状況は、農業の持続可能性を脅かしています。また、相続税の問題も、都市部の農家にとっては深刻であり、農地を手放さざるを得ないケースも生じています。

#### イ 農業鳥獣被害や気候温暖化など環境変化

耕作放棄地\*の増加と鳥獣被害も、農業経営を圧迫する大きな課題です。特に中山間地域では、これらの問題が顕著であり、農作物の収量減少や生産意欲の低下を招いています。また、気候変動による高温障害や病害虫の発生も、主要な課題として浮上しており、これらの問題への対応も急務となっています。

#### ウ 販売の困難さ

一方で、農産物の販売ルートの多様化や6次産業化の推進など、新たな取り組みも進められています。直売所やインターネット販売、農産物加工など、農家は様々な工夫を凝らしていますが、販路拡大や加工品の開発には、さらなる支援が必要です。

#### エ 計画的農業振興の推進

これらの課題に対応するため、より現実的かつ長期的な視点に立った支援が求められています。新規就農者への支援、耕作放棄地の解消、鳥獣被害対策、栽培技術の継承、販売ルートの多様化、6次産業化の推進、市民との交流イベントの開催などの指摘がありました。

➡高齢化や後継者不足、新規就農者の確保など“人材”に関する指摘、鳥獣被害対策や地球温暖化対策など環境改善に係る指摘、販売ルートの多様化や付加価値を高めていくことの重要性にかかる指摘などとともに、これらの問題解決の計画的な推進を求める意見がありました。

## (4) パブリック・コメントの実施結果

### ①実施概要

第四次青梅市農業振興計画策定のあたり、市民の意見を反映するため、計画素案についてパブリック・コメントを実施しました。

|        |                      |
|--------|----------------------|
| 実施期間   | 令和8年2月2日(月)～2月16日(月) |
| 意見募集結果 | 意見提出者 5 名、意見数 19 件   |

### ②意見概要と市の考え方

| 番号 | 意見要旨  | 市の考え方  |
|----|---|--|
| 1  | 自宅から遠い市民農園を自転車で利用しているが、坂道や距離が負担になっている。自宅から徒歩圏内(河辺 1・2 丁目付近)に新しい市民農園を設置してほしい。河辺グラウンドの空き地や多摩川河川敷などを活用できないか。   | 市民農園は市内農地の保全に重要な役割を果たすとともに、市民のレクリエーションの場、農業を身近に感じる場としても大変重要であると認識しております。<br>市民農園の開設場所は農地所有者と利用者の意向を踏まえ適宜検討してまいります。<br>なお、農地以外への市民農園開設は検討しておりません。 |
| 2  | 「3 エリア別戦略」と「地域資源循環モデル」による「稼げる農業」の推進を提案する。<br>エリアごとの戦略として、東部は、企業の実証実験や「週末就農」を受け入れる拠点の整備。<br>西部は、梅の再生と環境型農業を軸とした「オーナー制度」の導入。<br>北部は、畜産ブランドの高度化と現地限定の加工品強化。<br>これら 3 地域間で堆肥・飼料等を融通し合う「オウメ・サーキュラー・アグリカルチャー」を構築する。 | 地域ごとに特色のある農業を実現することで、本計画で提示する「稼げる農業」の実現につながる具体的な提案として、今後の参考とさせていただきます。   |

| 番号 | 意見要旨   | 市の考え方   |
|----|--|---|
| 3  | 販売のある農家数が約90戸というのは、少なすぎる。                        | 農家戸数は2020年の農林業センサスでの数字を記載しております。  |
| 4  | 「青梅市公式動画チャンネル」で公開している認定新規就農者を紹介するビデオの第2弾を実施してほしい | SNS などの発信にかかる記載を1-3-1(P33)に追加し、本文に修正を加えました。   |
| 5  | おうめ野菜として商標登録し、ブランド化を進めてほしい                       | 「おうめ野菜」としての商標登録は考えておりませんが、「おうめ野菜」を1つのブランドとして認知してもらえる様取り組んでまいります。  |
| 6  | GI を進めるには、農水省との連携が必要であり、取組を進めてほしい                | GI(地理的表示保護制度)の活用には、関係機関との協力が不可欠であるため、国や都、西東京農業共同組合や生産者と協力して取り組んでまいります。  |
| 7  | 農家と消費者を結びつける CSA(地域支援型農業)を推進してほしい                | 「CSA(地域支援型農業)」にかかる記載を2-2-2(P43)に追加し、本文に修正を加えました。  |
| 8  | エコ認証や新東京都GAP について、農家と消費者の認知率はどの程度か。              | 認知率は承知しておりませんが、認知率向上に向け、生産者・消費者双方に対する周知を明記しております。   |
| 9  | 他市のように産直マップを作成してはいかかか。                           | 産直マップにかかる記載を4-2-5(P63)として追加し、本文に修正を加えました。   |
| 10 | スーパーで市内産の農産物を見かけない(瑞穂町産が多い)。わざわざ品薄のJA直売所にも行かない。  | 2-2(P42)で令和6年度に実施した市民アンケート「農作物を購入するところ」では市内のスーパーが購入率が高い現状を踏まえ、4-3-3(P65)にて地場農畜産物の利用拡大の取り組みとして、スーパーでの販売機会の獲得を記載しております。 |

| 番号 | 意見要旨   | 市の考え方   |
|----|--|---|
| 11 | そもそも市街地に水田はないのでは？                                      | ご指摘を踏まえ、内容を精査し「農用地」にかかる記載および「水田」にかかる記載を削除し、本文に修正を加えました。   |
| 12 | 生産緑地の借り手は、新規就農者よりもベテランの農家とすべきではないか。                    | ご指摘を踏まえ、内容を精査し本文に修正を加えました。  |
| 13 | 西多摩地区の郷土食レシピを青梅公式動画でシリーズ化してはどうか。                       | 今後の地産地消と食文化の継承に資する取り組みの具体的な検討の際に参考とさせていただきます。   |
| 14 | 市民農園が一地区に集中し過ぎていて、他の地区へ分散する必要がある。                      | 市民農園は市内農地の保全に重要な役割を果たすとともに、市民のレクリエーションの場、農業を身近に感じる場としても大変重要と認識しております。市民農園の開設場所は農地所有者と利用者の意向を踏まえ適宜検討してまいります。   |
| 15 | 防災なら農協でなく、自治会、消防、警察との連携が必須である。また、農地所有者の使用許諾はどのようにするのか。 | 災害時における自治会等との連携は別途計画等にて図られております。農地の多面的機能の一つである、防災機能については、平成25年3月に「災害時応急対策等の協力に関する協定」を締結しております。これにもとづき、一時緊急避難場所として協力いただける組合員の農地を西東京農業協同組合から市へ報告を頂いております。 |

| 番号 | 意見要旨   | 市の考え方   |
|----|--|---|
| 16 | 計画が甘いのでは。離農者や相続人の多くが貸借でなく売買を希望している。市や農地バンクは購入を行うのか？ 貸借農家の多くは持続営農できなくなる？                      | 農地の売買や貸借は、所有者と希望者との合意が前提となるため、市として積極的に農地の所有していく手法は検討しておりません。また、中間管理機構(農地バンク)は現状、農地の購入を行っておりません。持続的な農業経営の実現に向けて、各施策に取り組むことで6章に掲げている数値目標の実現を図ります。 |
| 17 | 農業法人参入を推進するにあたり、外国企業等の参入の無いよう注意をお願いする。   | ご意見として賜ります。   |
| 18 | 農業法人の撤退が無いよう注意してほしい。企業参入も新しい農業の形だが、大きくして何かのきっかけで共倒れの不安もある。                                   | ご意見として賜ります。   |
| 19 | 市長へ要望した天皇塚水田地区の畑地化(土壌改良、盤砕き等)について、計画内で行政の具体的な努力や対策が示されていない点が問題であり、残土受け入れ等の検討も含めた早期対応と報告を求める。 | 農業生産基盤の整備は、令和5年に策定が法定化された「地域計画」にもとづいて、地域農業者の話し合いを元に進めてまいります。農地の集積・集約化についても、地元農業者の話し合いを元に進めてまいります。   |

## (5) 用語説明

### 【数字・アルファベット】

#### 6次産業化

1次産業(農林水産業)に、2次産業(製造・加工)および3次産業(流通・販売・サービス)を掛け合わせ、つまり「1次 × 2次 × 3次」の産業を一体的に行う取組。

#### AI

Artificial Intelligence(人工知能)の略です。コンピュータがデータを分析し、推論(知識を基に、新しい結論を得ること)や判断、最適化提案、課題定義や解決、学習(情報から将来使えそうな知識を見つけること)などを行う、人間の知的能力を模倣する技術。

#### DX

デジタル技術を活用し、業務や事務の仕組み、手続き等を変革し、価値を高めること。自治体においては、主に手続きのしやすさの向上、業務の効率化による住民サービスの向上を指す。

#### ICT

Information and Communications Technology の略。情報通信技術のこと。

#### IoT

Internet of Things は、あらゆるモノをインターネット(あるいはネットワーク)に接続する技術であり、日本語ではモノのインターネットと訳される。

#### SDGs

2015(平成 27)年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された、2016(平成 28)年から2030(令和 12)年までの国際目標。持続可能な世界を実現するための包括的な 17 の目標と、その下にさらに細分化された 169 のターゲット、232 のインディケータ(指標)から構成され、地球上の誰一人として取り残さないこと(leave no one behind)を誓っている。

#### TOKYO X

東京都畜産試験場(現、東京都農林総合研究センター)が作出した、「脂肪の質がよく」「霜降りになる」という特徴を持った高品質系統豚。

### 【あ行】

#### イノベーション

単なる改善や延長ではなく、社会の課題を解決し、地域の未来を切り拓く「新しい価値」「新しい仕組み」「新しいサービス・技術」の創出を指す。

#### ウメ輪紋ウイルス

ウメ、モモおよびスモモ等核果類果樹に感染する植物ウイルスのこと。果実が成熟前に落果するなどの被害を与えることが知られている。なお、このウイルスは植物に感染するものであり、人に感染しないので、果実を食べても健康に影響はない。

#### 援農ボランティア

後継者不足や高齢化等のため、人手が不足している農業者をサポートするボランティア活動。

#### 青梅市環境基本計画

環境基本計画とは、国や地方自治体が、環境の保全および創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画。

#### 青梅市人口ビジョン

本市の人口の現状を分析し、人口に関する住民の認識を共有し、今後目指すべき将来の方向と人口の将来展望を提示するもの。

#### 青梅市総合長期計画

本市のあらゆる行政活動の基本となる最上位計画であり、市政運営を自律的かつ継続的に経営的観点を持って推進するための総合指針となる計画。

#### 青梅市都市計画マスタープラン

都市計画マスタープランは、都市計画法第 18 条の 2 により「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として、市町村が主体的に定めるもので、今後の都市計画やまちづくりの総合的な指針となるもの。

**【か行】****稼げる農業**

第7次青梅市総合長期計画の基本計画における「6 地域経済 6- 5 稼げる農林業の推進」を踏襲している。

**家族経営協定**

家族農業経営にたずさわる各世帯員が、意欲とやり甲斐を持って経営に参画できる魅力的な農業経営を目指し、経営方針や役割分担、家族みんなが働きやすい就業環境などについて、家族間の十分な話し合いに基づき取り決めるもの。

**慣行栽培**

特別な減農薬・減化学肥料の取組をしていない通常の栽培方法であり、地域で一般的に行われてきた農法(化学肥料・化学農薬を用いて普通に栽培する方法)を指す。東京都エコ農産物認証制度では、「慣行使用基準」という言葉を用いている。

**気候変動**

地球の大気組成を変化させる人間活動に直接または間接に起因する気候の変化であって、比較可能な期間において観測される気候の自然な変動に対して追加的に生ずるものをいう。

**経営耕地面積**

農林業経営体(農家や法人など)が「経営している」耕地の面積のこと。つまり、「その経営体実際に耕作している土地」の合計面積を指す。

**耕作放棄地**

以前耕作していた土地で、過去1年以上作物を作付け(栽培)せず、この数年の間に再び作付け(栽培)する意思のない土地をいう。

**減化学肥料栽培**

東京都エコ農産物認証制度では「化学合成農薬と化学肥料の使用量を都の“慣行使用基準”から削減して栽培された農産物」を「エコ農産物」として認証している。削減の度合いに応じて、「東京エコ 25」「東京エコ 50」「東京エコ 100」の3区分がある。

**減農薬栽培**

東京都エコ農産物認証制度では「化学合成農薬と化学肥料の使用量を都の“慣行使用基準”から削減して栽培された農産物」を「エコ農産物」として認証している。削減の度合いに応じて、「東京エコ 25」「東京エコ 50」「東京エコ 100」の3区分がある。

**荒廃農地**

現に耕作されておらず、耕作の放棄により荒廃し、通常の農作業では作物の栽培が客観的に不可能となっている農地。

**高付加価値化**

本物指向、安全指向など多様化する消費者ニーズに対応し、有機栽培や加工、ブランド化などにより、これまでの農業生産に新たな価値を加えて、収益性の向上を目指すこと。

**【さ行】****作目**

栽培する作物の種類(品目)のこと。

**市街化区域**

都市計画法にもとづく都市計画区域のうち、市街地として積極的に開発・整備する区域。

**市街化調整区域**

都市計画法に基づく都市計画機能のうち、市街化を抑制すべき区域。

**市民農園**

サラリーマン家庭や都市住民の方々が、レクリエーションや生きがいづくり、生徒・児童の体験学習などの多様な目的で、小面積の農地を利用して野菜や花を育てるための農園のこと。

**自給的農家**

経営耕地面積が 30a未滿、かつ農産物販売金額が年間 50 万円未滿の農家。

**食育**

様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てるための教育活動。

### 植物工場

屋内の完全閉鎖の環境下で育成をコントロールしながら野菜を栽培する施設のこと。

### 食料安全保障

良質な食料が合理的な価格で安定的に供給され、かつ、国民一人一人がこれを手に入れる状態のこと。

### 食料自給率

食料自給率とは、我が国の食料供給に対する国内生産の割合を示す指標のこと。

### 食料・農業・農村基本法

食料の安定供給の確保、農業の多面的機能の発揮、農業の持続的な発展、そして農村の振興を基本理念として掲げ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図ることを目的とした法律。

### 新東京都GAP

GAPは、農業生産工程管理、Good Agricultural Practice の略。農産物の安全確保、環境の保全等様々な目的を達成するため、農業者自らが、作物や地域の状況等を踏まえ、①農作業の計画を立て、点検項目を決定し、②点検項目に従い農作業を行い、記録し、③記録を点検・評価し、改善点を見だし、④次回の作付けに活用するという一連の工程管理手法のこと。東京都では、持続可能な農業生産と地産地消を推進するため、平成 30 年 4 月より、農林水産省の「GAPガイドライン」に準拠し、都市農業の特徴を反映した「東京都GAP」を推進し、令和 5 年(2023 年)からは、国際的なGAPとして求められる水準まで基準を引き上げた「新東京都GAP認証制度」を開始した。

### スマート農業

自動運転トラクターやドローン、センサー技術など、ロボット技術や情報通信技術(ICT)等を活用して、農作業の効率化、省力化、精密化、高品質生産を実現する新たな農業のこと。

### 生産緑地

生産緑地は、市街化区域内において農地等を計画的かつ持続性のある緑地として保全するための都市計画の制度です。指定された農地等は、適正な管理が義務づけられ、農林業以外に利用できない。

### 都市農地貸借円滑化法

都市農地の貸借の円滑化のための措置を講ずることにより、都市農地の有効な活用を 図り、もって都市農業の健全な発展に寄与するとともに、都市農業の有する機能の発揮 を通じて都市住民の生活の向上に資することを目的とした法律。

### 【た行】

#### 地域計画

令和4年の農業経営基盤強化促進法(昭和 55 年法律第 65 号)の一部改正によって、基本構想を策定し、市街化区域以外の農地のある市町村が策定を義務付けられた計画。策定にあたって、市町村は農業者、農業委員会、農地中間管理機構(農地バンク)、農業協同組合、土地改良区などによる協議の場を設け、地域における将来の農業の在り方や、農地の効率的かつ総合的な利用に関する目標等を定める。また、担い手や農地の在り方を位置付けるために、10 年後に目指すべき地域の農地の姿を描いた「目標地図」も併せて作成する。

#### 地産地消

「地域生産・地域消費」の略で、「地域で生産された農林水産物をその地域で消費する」こと。地産地消は、消費者の食への安全安心志向の高まりを背景に、消費者と生産者の相互理解を深める取組として期待されている。

#### 鳥獣被害

野生鳥獣による農作物被害のこと。「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」に基づき、現場に最も近い行政機関である市町村が中心となって野生鳥獣対策が進められている。

#### 地理的表示(GI)保護制度

その地域ならではの自然的、人文的、社会的な要因の中で育まれてきた品質、社会的評価等の特性を有する製品の名称を、地域の知的財産として保護する制度のこと。

#### 東京都エコ認証制度

環境負荷の軽減と生産性の調和に留意し、化学合成農薬と 化学肥料を削減して作られる農産物を都が認証する制度。化学合成農薬と化学肥料の削減割合は、それぞれ 25%以上、50% 以上、不使用の3区分。生産者は、農産物に認証マークを付 けて販売することができる。

**東京都農業振興基本方針**

東京都の農業が抱える課題を踏まえ、持続可能な都市農業の実現を目指すための目標や施策を定めた基本方針。

**東京農業振興プラン**

農業者の経営力強化、農地の保全・活用、持続可能な農業生産の推進、地産地消の促進などを柱とした、都民生活に貢献する東京農業の持続的な発展と新たな展開を目指す目標と具体的な施策と目標を定めたプラン。

**都市農業振興基本法**

都市農業の振興に関し、基本理念及びその実現を図るのに基本となる事項を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにすることにより、都市農業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、都市農業の安定的な継続を図るとともに、都市農業の有する機能の適切かつ十分な発揮を通じて良好な都市環境の形成に資することを目的とした法律。本法律では都市農業の振興を国や地方自治体の責務として明確化するとともに、都市農業の多面的機能(防災、景観形成、教育など)を評価し、都市農地は「宅地化すべきもの」から「あるべきもの」へと大きく位置づけが転換された。また、本法律に基づき国が定める基本計画をもとに、地方公共団体は地方計画を定めることが努力義務とされている。

**トレーサビリティ**

商品のサプライチェーンを見える化し、原材料の調達から生産・流通・販売までの一連の流れを記録して、追跡可能な状態にすること。

**ドローン**

無人航空機のことであるが、マルチコプター型のものを特にドローンと呼ぶ場合がある。

**【な行】****認定新規就農者**

新たに農業を始める方が作成する「青年等就農計画」を市町村が認定し、その計画に沿って農業を営む認定新規就農者に対して重点的に支援措置を講じる制度のこと。法に基づき、新たに農業を始める青年等が5年後の経営目標等を定めた計画を市町村等が認定した農業者のこと。

**認定農業者**

農業者が市町村の農業経営基盤強化促進基本構想に示された農業経営の目標に向けて、自らの創意工夫にもとづき、経営の改善を進めようとする計画を作成し市町村等から認定を受けた農業者。

**農家開設型農園**

農家自らが開設する市民農園であり、市街化調整区域内の農地で5年以上利用できることなどが要件となる。

**農業委員会**

農業委員会等に関する法律(昭和 26 年法律第 88 号)(以下、農業委員会法という。)に基づき、農地等の利用の最適化(担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進)の推進に加え、農地法(昭和 27 年法律第 229 号)に基づく農地の売買・貸借の許可、農地転用案件への意見具申など、農地に関する事務を執行する行政委員会として、市に設置されている。市長が議会の同意を得て任命した「農業委員」で組織され、農業委員は、合議体としての意思決定(農地の権利移動の許可の決定など)を行う。

**農業会議**

農業委員会法に基づき、都道府県から指定を受けた都道府県農業委員会ネットワーク機構のこと。

**農業経営基盤強化促進基本構想**

農業経営基盤強化促進法に基づき都道府県が策定する「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な方針」に即して、地域の実情を踏まえて市町村が独自に定めるもので、将来育成すべき農業経営の目標の設定と、その実現に向けての措置などを明らかにしたもの。

**農業経営基盤強化促進法**

効率的かつ安定的な農業経営を育成するため、地域において育成すべき多様な農業経営の目標を、関係者の意向を十分踏まえた上で明らかにし、その目標に向けて農業経営を改善する者に対する農用地の利用の集積、経営管理の合理化など、農業経営基盤の強化を促進するための措置を総合的に講じるもの。

**農業経営改善計画**

認定農業者として認定を受けようとする農業者は、市町村等に次のような内容を記載した「農業経営改善計画書」を提出することとされている。

1. 経営規模の拡大に関する目標(作付面積、飼養頭数、作業受託面積)
2. 生産方式の合理化の目標(機械・施設の導入、ほ場の連担化、新技術の導入など)
3. 経営管理の合理化の目標(複式簿記での記帳など)
4. 農業従事の様態等に関する改善の目標(休日制の導入など)

**農業経営体**

農産物の生産を行うか又は委託を受けて農業作業を行い、生産又は作業に係る面積・頭羽数が、次の規定のいずれかに該当する事業を行う者をいう。

- (1) 経営耕地面積が 30a以上の規模の農業
- (2) 農作物の作付面積又は栽培面積、家畜の飼養頭羽数又は出荷羽数、その他の事業の規模が次の農林業経営体の基準以上の農業
  - ①露地野菜作付面積 15a②施設野菜栽培面積 350 m<sup>2</sup>③果樹栽培面積 10a④露地花き栽培面積 10a⑤施設花き栽培面積 250 m<sup>2</sup>
  - ⑥搾乳牛飼養頭数 1 頭⑦肥育牛飼養頭数 1 頭
  - ⑧豚飼養頭数 15 頭⑨採卵鶏飼養羽数 150 羽
  - ⑩ブロイラー年間出荷羽数 1,000 羽⑪その他 調査期日前1年間における農業生産物の総販売額 50 万円に相当する事業の規模
- (3) 農作業の受託の事業

**農業産出額**

農業における最終生産物の生産額をいい、品目ごとの生産量に品目ごとの農家庭先販売価格を乗じて推計したもの。

**農業振興地域**

農業振興地域の整備に関する法律(昭和 44 年法律第 58 号)に基づき、自然的・経済的・社会的諸条件を考慮し、総合的に農業の振興を図るべき地域として、知事が指定した地域。この地域内では農地の転用が制限される。

**農業体験農園**

農家の指導により、農作物の作付から収穫までの連続した農業体験のできる農園のこと。市街化区域内の生産緑地で、3年以上体験農園として利用できることが主な要件となる。

**農業法人**

「農林業経営体」の規定のうち、法人化して事業を行う者をいう(一 戸一法人は含まれる。)

**農地中間管理機構(農地バンク)**

農業経営の規模の拡大や農地の集団化を促進するため、市街化調整区域において、農地中間管理事業を実施する法人。農地中間管理事業とは、農地の貸し出しを希望する農業者と、規模を拡大しようとする農業者や新規就農希望者との間で農地の貸借を仲立ちする事業。東京都では(一社)東京都農業会議が都からの指定を受けて、農地中間管理事業を実施している。

**農地の集積・集約化**

農地の集積とは、農地を所有し、又は借り入れること等により、利用する農地面積を拡大することをいう。農地の集約化とは、農地の利用権を交換すること等により、農地の分散を解消することで農作業を連続的に支障なく行えるようにすることをいう。

**農地の多面的機能**

農業生産活動が行われることにより生ずる食料その他の農産物の供給以外の機能。自然環境の保全や防災機能、健康増進、教育、景観形成などがある。

**農用地区域**

農業振興地域の整備に関する法律に基づき、農業振興地域内において、今後、相当長期(概ね 10 年以上)にわたり農業上の利用を確保すべき土地として市が農業振興地域整備計画で用途(農地、採草放牧地、農業用施設用地等)を定めて設定する区域。保すべき土地として市町村が農業振興地域整備計画で用途(農地、採草放牧地、農業用施設用地等)を定めて設定する区域のこと。

**農林業センサス**

農林業の生産構造や就業構造、農山村地域における土地資源など農林業・農山村の基本構造の実態とその変化を明らかにし、農林業施策の企画・立案・推進のための基礎資料となる統計を作成し、提供することを目的に、5年ごとに行う調査。

**【は行】****半農半X**

農業を営みながら他の仕事にも携わる働き方のこと。

**販売チャネル**

生産された農畜産物が最終消費者に届くまでの経路や手段のこと。

**販売農家**

経営耕地面積が30a以上又は調査期日前1年間における農産物販売金額が50万円以上の農家をいう。

**肥培管理**

作物の育成を助けるための耕うん、整地、播種、灌漑、施肥、除草等の一連の作業を行って作物を栽培すること。

**ほ場**

農作物を栽培する場所のことで、水田や畑・樹園地・牧草地などを指す。

**【ま行】****みどりの食料システム**

食料・農林水産業の生産力の向上と持続可能性(環境負荷の低減)を両立させる持続可能な食料システムを構築するための戦略・体系のこと。

**【や行】****有機栽培**

化学肥料及び農薬を使用せず、遺伝子組換え技術も利用しない農業のことで、減化学肥料・減農薬栽培は含まない。

**有機農産物**

農薬や化学肥料などの化学物質に頼らないことを基本として自然界の力で生産された農産物。

**遊休農地**

農地法第32条の規定において、①「現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地」と、②「その農業上の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用の程度に比し、著しく劣っていると認められる農地(①を除く)のいずれかに該当する農地。

**優良農地**

一団のまとまりのある農地や、農業水利施設の整備などを行ったことによって生産性が向上した農地など良好な営農条件を備えた農地をいう。

**【ら行】****ライフステージ**

人が生まれ、学校に通い、成人し、高齢になる過程と年代に伴って変化する生活。結婚、子育て・教育、子どもの独立などの家族の形態によっても変化する。

**露地野菜**

パイプハウスなどの施設を使わず、屋外の畑で太陽や雨の力を借りて栽培される野菜のこと畑で栽培された野菜のこと。自然の環境で栽培されるため、「旬」を味わえるのが特徴。

## 第四次青梅市農業振興計画

令和8(2026)年3月 発行

発行 青梅市

編集 青梅市地域経済部農林水産課

〒198-8701 東京都青梅市東青梅1-11-1

電話 0428-22-1111 (代表)

青梅市ホームページ <https://www.city.ome.tokyo.jp>



